

平成25年第5回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成25年12月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成25年12月11日

4. 出席議員(16名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	8番 渡 紘八
9番 山吹 富邦	10番 山野 千佳子
11番 久保隅 逸郎	12番 中原 裕侑
13番 尺田 公造	14番 佛圓 大源
15番 南田 秀夫	16番 馬上 勝登

5. 欠席議員(0名)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副町長	立花 隆藏
教育長	林 保
総務部長	内田 充
民生部長	清代 政文
建設部長	森本 昌義
教育部長	藤森 孝弘
総務部参事	石井 節夫
総務部次長	岩田 秀次
民生部次長	光本 一也

建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	沖田浩
都市整備課長	横山大治
開発指導課長	林武史
下水道課長	中井雅晴
水道課長	曾根和典
学校教育課長	富田谷敬子
会計課長	中村憲治

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(馬上) おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。傍聴をしていただくことによって、私ども議員も適度の緊張感で臨むことができますことを喜んでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第5回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、片川議員、3番、時光議員、4番、民法議員の3名を指名いたします。

~~~~~

議長（馬上） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より20日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの10日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めするため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~

議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

9月15日、熊野町敬老会祝賀式典が熊野町民会館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月17日、熊野町観光大使ふでりん出陣式（決起集会）が熊野町民会館で行われ、議長ほか多数の議員が出席いたしました。

9月23日、筆まつりが開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月25日、第15回熊野町議会改革特別委員会が開催されました。

9月30日、10月1日の2日間、議会広報特別委員が第79回議会広報研修会に参加いたしました。

10月15日から17日の3日間、国会要望及び視察研修を行いました。15日には、中川俊直衆議院議員を初めとする地元選出の国会議員6名を訪問し、主要幹線道路の整備促進等に関する要望書を手渡しし、意見交換等を行いました。17日には、茨城県大子町を訪問し、大子町の震災後の防災対策、コミュニティFM放送設備の導入について説明を受けました。

10月6日、第51回町民体育大会が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月19日、第46回筆の都くまの町民文化祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月23日、北海道松前町議会厚生文教常任委員会が、三世代交流活動推進事業についての視察研修で来庁され、議長が出席いたしました。

10月31日、徳島県松茂町議会が、一問一答方式、対面方式を導入した議会運営についての視察研修で来庁され、議長、議会運営委員会委員長、議会改革委員会委員長が出席いたしました。

11月7日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしましては、平成24年度決算や、平成26年度予算などについて協議が行われました。

11月12日、総務厚生委員会が視察研修を実施いたしました。内容といたしまして、滋賀県近江八幡市において、退職後の男性閉じこもり予防事業について、調査を行いました。

11月13日、第57回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席いたしました。内容といたしまして、分権型社会の実現や町村財政強化など、各種の要望事項

を採択することを決定し、その実行方法についても協議・決定いたしました。大会終了後、「想定を超える災害にどう備えるか」と題し、群馬大学理工学研究院教授、片田敏孝氏による特別講演が行われました。

11月18日、産業建設委員会が視察研修を実施いたしました。内容といたしまして、兵庫県小野市において、空き家等の適正管理に関する条例について調査を行いました。

11月24日、第81回全国書画展覧会が町民会館で開催され、議長が出席し、表彰状の授与を行いました。

11月28日、栃木県野木町議会が、単独行政を選択した自立したまちづくりについての視察研修で来庁され、議長が出席いたしました。

12月1日、平成25年度熊野町農業祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

12月2日、第16回熊野町議会改革特別委員会が開催されました。

同じく12月2日、議会運営委員会を開催し、第5回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので、御紹介いたします。お手元に配付しております陳情書・要望書等一覧の資料をごらんください。

10月28日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

11月1日、「2014年度地方財政の確立に関する要請」が、広島県教職員組合熊野支区から提出されています。

同じく11月1日、「2014年度地方財政の確立に関する要請」が、熊野町職員労働組合から提出されております。

11月18日、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する陳情書」が、広島県教職員組合三原海田地区支部から提出されております。

11月20日、「夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」、「保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める陳情書」、「生活保護基準の引き下げに反対し要保護者の生存権擁護を求める陳情書」、「公契約条例制定にむけての陳情書」、「『高校無償化』への所得制限導入に反対し、『教育費無償化』の前進を求める陳情書」、「オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会から提出されております。

同じく11月20日、「電気設備工事の分離発注を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。10名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

~~~~~

15番（南田） 南田でございます。皆さん、おはようございます。

本日は、前に続きまして、受迫ため池についての質問を続けさせていただきます。

まことに済みませんが、席についての質問にさせていただきます。よろしく申し上げます。座らせていただきます。

まず、最初でございますが、受迫問題に入りまして既に25年になるのでございます。現町長になられて5年余りと思いますが、いろいろと説明が違ってまいりまして、私の意見に合わんところが出ましたので、きょうは一応ため池とはどのようなものであるか、このことについて説明させてもらい、それから質問に入らせていただきます。

まず、明治初め、廃藩置県によって幕府の所領は国に返還されました。その結果、熊野町でも県の指示で検地が始まっております。村民総出で一筆調査がされました。その結果出されたのが野取町で、それをもとに測量図、隣接図等作成され、現在に至っております。これをもとに作成されたのが土地台帳で、現在ある課税台帳の基礎で、それらの記録は明治10年ごろにはできていたと考えられます。県より公布された地券ももちろんそのころ公布されたものでございます。戸長役場で登記が始まったのもこの時代であると思っております。今回問題となっておりますため池も古い記録があり、議事録も明治22年にされたものが議事録が残っております。

ため池は明治22年、農民からの要望によりまして譲渡決議がされたもの、これをもとに行われたのが今回問題の受迫ため池でございます。明治22年に住民からの譲渡の要望が出され、22年に譲渡が決議されました。ところが、ため池は農地のものだけではない、住民が生活するのに必要であるものとして、住民からの再請求によりましてこ

れをもとに返す更正決議がされたものであります。その決議が明治24年登記されたのでございます。

その更正登記されたもの、その更正登記が決議には錯誤を更正とあるのに、登記は籠池受迫と人格のないものへの登記がされているのでございます。そのため、民法第239条2項によりまして、無主地に登記されたために国に帰属することになったのが問題の始まりでございます。

ところが、民法95条で、意思表示に錯誤あるときは、錯誤更正登記で錯誤したものをさらに更正できるよう規定されておるのでございます。そのため、更正申請することで、さきの所有者、熊野町の所有に更正されたものでございます。そのため、籠池受迫は熊野町の所有になっているのでございます。これは決議をもとに発言したものでございます。

ところが、熊野町はこの籠池受迫は昔使用していたもの、中学校プールの敷地として賃貸借契約を締結し、公金で賃借料を支払いしているのでございます。ところがこのため池は既に廃池となって埋め立てられていたものでございます。行政もそのことは知り、無主地で昭和31年熊野町の所有として登記を終わっているところも一部あるのでございます。

問題は、そこにあるのでございます。町の土地を町が賃貸料を支払いして借地しているのでございます。そのようなことができるのか、そのことについて私は事あるごとに解約を要求してきましたが、町は賃借人を幫助し、解約することはしなかったのでございます。

ところが、平成19年、現町長が就任し、ため池は町に所有権はない、町民のものであるとして、うそと思える理由を申し述べ、賃借人も行政に守られ、平然と黙秘、賃借料を受け取り続けているのでございます。

ところが、ある日、町職員が昔からの町有ため池を町民が時効取得訴訟で取得し、登記通知があったと話しました。しかし、これも責任は町長にある。町の所有である土地を町が賃借するような行為をすれば、時効取得で町民が取りたがるのも当然のことのでございます。このようなことが町民においてされても仕方がないことで、この原因をつくったのも現町長の責任であると私は考えます。

明治31年、民法公布で町が錯誤登記した土地は、民法95条で町に錯誤更正できることを知りながら、所有権登記せず放棄していた責任、また同じ条件の無主地、個人の

所有権を認め、しかも何十年にわたりこれを幫助し、公金で賃借料を支払いするなど、余りにも町民の目に余る行為、最初から発言しているように、ほかにまだ120余筆の町有ため池があります。

法律上は町の所有に更正登記ができるのに、熊野町長は熊野町の登記に更正せず、これを実行することをしない。そのため、町民が時効取得の登記がされ始めている。町民の団結心がなくなり、個人主義の始まりである。町のまとまりが悪くなり、何事をするにしても困難が伴う行政の始まりであります。

残り全部のため池を町有に移転登記し、現在無主地の賃借権を解除し、差別待遇を解除し、不要になったため池は道路改良等の用地に使用し、公有公共性を発揮し、町民のために使用すべきであります。

なお、今日まで所有権はないと考え、支払いされていた金でございますが、それが正当であることの立証をされることを町長にお願いするのでございます。

私が申し述べたいことは、所有権のない登記がなぜできるのか、所有権のない土地に何で賃借料が支払いされるのか、まずこれを町長に答弁を求めるのでございます。

町長の1回目の答弁をお願いします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 南田議員のため池受迫の賃貸借についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、何度も同じ質問をいただくわけではありますが、これまでの考えを変えるつもりのないことをはっきり申し上げておきます。

御質問のため池に関しましては、明治時代に村議会の議決を経て当時の受迫関係者に譲渡されており、土地登記簿に受迫名義で所有権登記がなされております。このため、従来から管理を行っている受迫代表者の方と賃貸借契約を締結し、学校敷地として利用し、その対価として賃借料を支払っているものであり、法的に何ら問題はないものと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 南田議員。

15番(南田) 質問いたします。民法239条の2項について、町長の答弁を求めます。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 前回も同じような質問をいただいたと思うんですが、この町議会の場で民法の細かい解釈についての議論は避けたいと思いますし、意味がないと考えております。この問題は基本的にはやはり裁判所において、民法上の決着をつけるということが一番の、一番のといいますが、もうこれしか方法がないという結論に達しております。したがって、民法の細かい解釈はこの場においては答弁いたしません。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 熊野町は昭和31年に同じ受迫ため池の土地を民法219条の2項において熊野町の登記にして、中学校の敷地として使用しております。この登記は熊野町の錯誤によって熊野町に登記したのですか。その登記は間違いですか。その土地について答弁を求めます。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 昭和31年のころということで、以前から御質問いただいているところなんですけど、ちょっと過去のことについてよく事情がわからないという形の中で、そういう形の話があったということはお聞きをしております。ちょっと経緯についてはよくわかりません。

以上でございます。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 私は民法の239条の1項は現在生きているものと考えておるのです。

現行法規のうちにあると思うんです。この法律を解釈した場合に、民法95条に基づいて熊野町に更正できるものと考えております。これを実行したのが昭和31年でございます。このたびはそれができないという法律がどこでいつ変わったのか、それが知りたいのでございます。同じ行政でありながら、どこで変わったのか。

私は法律論でございます。町長が黙っておられるけえもう一回言いますが、決議された中に受迫ため池へ切るという決議書はないはずで、熊野町のものへ切りかえると。農民からため池をくれ言うて来たんじゃが、これは錯誤じゃったけえ、もとへ返すということ、錯誤をもとへ返すということは、もとの熊野町へ返すと私は思うのでございます。それに基づいて、今度新しく明治31年に95条の意思表示というところで、意思表示が間違っていたときにはもとへ戻すいうように法律を私は解釈しておるのでございます。その意思表示に基づいて、昭和31年に地主と交渉して、熊野町へ更正登記をし、熊野町の所有として現在使用しているのでございます。同じ行政において、一つの場合は町のものであるとして登記して、登記にあったから登記を切ってとったんですが、同じことで、前町長はそれをできないと。いつその法律が変わったのか。

213条ですか、あそこの法律では人格のないものは持てないとはっきり、国に帰属するとはっきり出ておるんです、法律に。戻ったときにはどうするかいうたら、今度は民法95条で意思表示の錯誤において、間違ってしまったものはもとへ返すという、私はそのような法の解釈をし、今までの行政もそのようにされてきておるんです。

民法206条ですか、所有権移転というところに、所有権というところにどういうことが書いてあるか、町長が言いとうないなら助役でも総務課長でも、6条を読んでみてください、どういうふうに書いてあるか。

~~~~~  
議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~  
副町長（立花） 先ほども町長が答弁されたように、法解釈についてこの場で議論はしないということを言われましたので、そういうことで私のほうもそういうふうに対応させていただきます。

~~~~~  
15番（南田） 町長が法律をつくったわけじゃないんで、法律のとおりを説明してください。町長の意を聞きよるんじゃないんじゃない、法律を聞きよるんです。

所有権移転、日本の国で所有権を持って、所有権移転ができるものは、どういうものが持ったら所有権移転ができるんか、それを聞きよるんです。

私が申しますのは、実際に払うべきものを払うんなら結構です。一つも異議は申しません。213筆いうものが同じ条件のもとに決議されて、ずっと現在まで来ちよるんです。1筆については町が取り上げ、1筆については登記もない、所有権のないものへ向けてから、毎年のように賃借料を支払いされて、当然のごとく。刑法上の問題を言うたら、私は問題になると言われたが、これは私の考えですが、刑法上から見て、所有権のないものへ賃借料を払うという法律がどこにあるんですか。

私は日本人です。日本国に生きてるんです。今話が済んで、私は町長の答弁に基づいて、司法へ調査に行こう思うんです。日本の司法がどういう法律をやっているか、私がいかに、私が違いよったらごめんなさいよ、私も小学校しか出とらん素人じゃけえ。町長は大学まで出られた専門家ですよ。それも町には専門家の法律家を雇ってるんですよ、弁護士が。ええかげんなこと言うてもろうたんじゃあ困るんですよ。いうんが、このお金は熊野中学校がある限り永久に払うんですよ。絶対に町長がここで宣言してください。絶対に払う義務があるんじゃと。私は払う義務はないとはっきり言います。

~~~~~  
議長（馬上） 町長。

~~~~~  
町長（三村） 以前にもお答えしとるんですが、独断でものを進めているわけではございません。町長になってからこの問題を初めて知ったわけですが、今言われた顧問弁護士さん、それから大学の教授、あるいは司法書士さん、かなりの方に御意見を伺っております。その結果、所有権は登記簿名義上に受迫とある以上は、これを覆すには裁判しかありませんよと。町が勝手に所有権を変更することは大変なことになりますよと、かえって。今百二十何筆あると思うんですが、それを熊野町が熊野町名義の所有権移転をするということは、これこそ百何件、全部と申しませんが、半分以上の受迫の所有名義権者から逆に提訴をされるという事態を招くと考えております。

したがって、それらを総合して考えれば、やはり所有権名義が受迫というぐあいに明記されている以上、これを覆すには裁判所における判決しかないという結論に至っております。

以上でございます。

議長（馬上） 南田議員。

15番（南田） これは町長の詭弁ですよ。裁判する必要はありません。民法にあるんです、ぴしゃっと。民法どおりやってください。

これは私が言うてええか悪いか知りませんが、役場の中で仕込まれたやり方ですよ。事実、関係した町長、議長、皆大方の人が死んでおるから知らん言われればそれでしょうが、法律があるんです、そのために。それも黙っておらんんだんです、ずっと初めから現在まで20何年、私はこれは違っておると。違っておるもんなら、町長は違っておるなら裁判で、あんたが裁判せいいうてここで発言されるが、裁判は町がするべきですよ。町の行為が悪かったんじゃけ、町の中で正すべきですよ。何で無害なもんが裁判して、もとへ戻さにゃならんのですか。

法律のないことを町長がやっておるんだから、それを正して、正すのも、関係者を集めて、まず私がここで言うのは何ですが、議員さんからが悪いです。わしははっきり言います。わしも議員ですよ。町長は認めておられんが、言葉がええじゃ、悪いじゃいうて何遍も個人的な話はしますが、町が登記を錯誤しとったんじゃ、錯誤じゃったんじゃと。そうじゃが、4代の町長がこれを認めてきちょんじゃけえ。認めるべきじゃあなあ、法律いうものはそんなものじゃないんですよ。

町長は法律家ですよ。こういうときにこそ議会というものがあるんじゃないんですか、議会があれば、議会で提案して、議会のみんなの意見を聞かれたらどうですか。議員もええかげんなことを答弁するよりかは、委員会を開いてでも。町も議会も本気ですか。そりゃ裁判せい言われればしますよ。わしは役場の職員・・・、いつでも裁判するだけは用意しております。裁判いうものは金が必要なんですよ。何のために金をせんにゃならんのですか。

私はここではっきり言います。20年前に町長を相手取って行政訴訟をしました。行政なり、町長が負けそうになり、いよいよ負けたら、わしは知らなんだんじゃ、職員がしたんじゃけえいうて、職員にねがうじゃなあんじゃいうて、うちの弁護士とやり合うたりしたんですが、結局は泣くところは、誰が泣くかいうたら、弱いもんが泣くんです。職員が泣くようになって、そりゃうちに書いとるもんもありますよ。そのときでも、役場をもまさんようにこうしてくれと、どうしたらええか言われるけえ、そりゃ裁判をわ

しが下げさえすりゃええんじゃけえ、下げますよと。

結果を考えて、町長どう思われますか。あなたも法律家ですよ。話がわかるんじゃないんですか。わしはねがうたことは一つもありませんよ。ねがえいうのは町長が言うたんですよ、町民がねがえいうことをわしが言うけえ、わしがねがえ。わしが何でねがう必要があるんですか。役場の中の取り扱いが悪いんなら、役場の中の職員をねがうなりなんなりとしなさいよ。

わしは思うんですよ。これが1年で1億払うんなら、1年で済むんですよ。永久に払うようになるんですよ。そりゃせえ言われれば損害賠償の、そりゃわしも若うなあけえじゃが、損害賠償も同時にやれば、わしが勝ちさえすりゃ、今度は町長が払うか、町が払うか、要った費用も全部に。そういうようなことをすることは要らんのじゃないんですか。話ができるんじゃないんですか、熊野町の中じゃけえ。

この問題は平本町長の時代に話が上がったことがあるんです。議員さんの頼み、地主にも頼みに行ってもらいました。途中で平本さんが死なれまして。町長の答弁を、あなたは偉いんですよ。わしらの3倍も5倍も勉強しとってんですよ。

今ここですよ、皆様議員さんもおられるし、職員もおられる。一から戻して話し合いはできんのですか。裁判をつけにやできんのですか。そりゃ前のときでも西村町長、名前を出して失礼しますが、前の町長が、南田の質問へは訴訟を起こさなきゃ答弁せん言われるけえ、わしはしょうがなく、答弁がもらえんけえ、裁判で答弁を求めたんですよ。そがにそれを知らないんじゃないんですか。議長もここにおられるわ。必ず町民へ。

そりゃこのままに行ったら、私が行ったら、町民の人が罪になる思います。それはわしの思いじゃけえじゃが。そういうこともせえでもええんです。話し合いはできるんですよ。百条委員会まではつくらんでも、議会で。

議長もどうですか。一つも町民のことを考えておる議会じゃないんですよ、我が報酬を上げたり下げたり。わしも20年間報酬を下げようと言うてるが、一つもついてくる人はおらんですよ。そりゃまあどうでもいいんですよ。町のことを思うんなら、一から切りかえてできんことはない思うんですよ。

町長がほんまにわしが正しいんじゃないと言われるなら受けてたちます、裁判をされれば。ここではっきり言いますよ。そがんことをせずに済まそう思うけえ、話し合いをしよう思うんじゃないけえ。そりゃ、傍聴の人もおられる、皆さんもおられる。たとえ私が負けるにせよ、町長が負けるにせよ、これは気持ちのいいもんじゃないんですよ。町内で裁判

して、末代まで残るんですよ。

これ以上言いません。言うてもとても答弁はできまい思うんですよ。勉強が足らんですよ、はっきり言いますよ。

民法の90条でどう言うてありますか。あそこが一番基本ですよ。そりゃ法律を勉強されたんじゃけえ知っとりましょうが、わしらは勉強したことはないんですよ。そうじゃが、熊野町を今からもまそう思われるんですか、どうですか、そこだけわしは問うておきます。話し合いを一からできるんなら私はもます気はないんですよ。

4年間裁判して、裁判いうものはするもんじゃない、町民の中にどれだけ。そりゃ私の意思で私が取り下げたらええんじゃが、このまま行ったらどれだけのもんがあとできちよるか、それを考えてみてね。熊野に住んで、熊野の中で敵は要らんですよ。

前の裁判のときでも、はっきり言います、警察に届けましたよ。おまえ方の子供を縄をつけてから石風呂池へ投げちゃろうとか、いろんな電話がかかりましたよ。そりゃ家族の者は反対ですよ。我々は死んでいくんじゃが、後へどれだけのものが残っていくか。

町のことを思えばこそわしは言うんですよ。私らほんま言うんですよ、そりゃ、金は使ってやるもんじゃ、金を使いたいや、紙代を1万円か2万円か出すか、あとはわしの知恵と時間だけで、ずっと勉強しよるんですよ。私はこのことについて勉強せん日はないくらい考えよります。

ただ、裁判いうものがどれだけ恐ろしいことは、どれだけ後へ残ることが、どれだけ熊野町の中へ迷惑をかけるか思うから、町長が裁判せい言われてもせんのです。準備だけはしております。裁判するのに金が要ります。今この行政裁判をすりゃ1,000万は最低要ります。町長は自分が勉強して裁判して金がどれくらい要るいうぐらいのことは知っちょるけえ言われるんかもわからんが。

余談話になりますが、相続関係で本家、分家の財産が全部みてた裁判した人を知っとります、広島県のうちでも。裁判いうものはできれば和解が一番ええんです。和解じゃない、今から議会で研究ができるんじゃし。

町長、議長さん、あと問うてみてください。どれだけこれを勉強しとられる人がおられるか、議員で。何のために議員がおられるんじやろうかな、町長とわしがとるけんかみたいなもんで。個人的なけんかじゃあないんですよ。熊野町におったら、町長は、わしも養子じゃが町長も養子ですはっきり言いますよ。

私はあなたのおじいさんの代からのつき合いがあるのは知ってるんですよ。裁判を起こしたくないんですよ、はっきり言うて。どのような、ちょっと休憩して。

議長（馬上） 暫時休憩します。

（休憩 10時19分）

（再開 10時23分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

南田議員。

15番（南田） 南田です。

このことについては、余りにも物事が長くなるので、一応庁内において、話し合いにおいてしてもらったらいいと思うんです。それがつかなかった場合には、また前に進むんとも、一応そのように計らってください。お願いしときます。

終わります。

議長（馬上） 以上で、南田議員の質問を終わります。

続いて、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

3番（時光） 3番、時光です。皆さん、おはようございます。

本日、私は通告書にのっとり2点質問させていただきます。

まず1点目、雲母川の砂防堰堤についてでございます。

地球温暖化の影響で自然災害は猛威を振るっております。今年に入っても、山口・島根豪雨、京都、そして伊豆大島の豪雨と、各地で観測史上最大の雨量を記録し、甚大な被害をもたらしています。一昨年9月の定例会においても質問させていただきましたが、新宮地区において計画中の雲母川の砂防堰堤のその後の経過と工事概要及び今後の計画について説明を求めます。

2点目ですが、熊野町では小・中学校児童・生徒の基礎学力向上に取り組んで、11月号の町広報にも掲載してありましたが、県内トップクラスの成果が出ていると思われ

ます。これはひとえに町長を初め、教育委員会の方々、そして現場の方々の御努力のためのもので、非常に評価すべきことと思われます。そこで具体的にどのような施策を講じ、どのような成果が出ているか説明を求めます。

以上、2点について御答弁願います。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の雲母川の砂防堰堤についての御質問は私から、2番目の熊野町の学力向上対策とその成果についての御質問は教育部長から答弁をさせます。

通常砂防事業雲母川の事業は、県の事業として平成23年度から事業開始されております。平成24年度におきましては、関係地権者の協力のもと境界立会を行い、用地測量を実施し、本年度から用地買収に着手されております。一部の所有者と交渉が長引いたと聞きましたが、本年度分の用地買収を完了し、次年度からさらに用地買収を進めていき、早期の事業完了を目指しております。

なお、詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 時光議員の、雲母川砂防堰堤についての詳細についてお答えいたします。

通常砂防事業雲母川の事業は広島県西部建設事務所において、堤体幅約73メートルの堰堤1基を整備し、現町道のつけかえを実施いたします。砂防堰堤の整備による保全対象としましては、家屋47戸、耕作地2.67ヘクタール、県道240メートル、町道等3,370メートルとなっており、概算工事費は約4億5,000万円と聞いております。

次に、今後の計画でございますが、平成26年度以降も引き続き用地買収を行い、用地買収完了後に工事着手される予定です。

完了年度につきましては、国の補助金の配分や用地取得の状況が影響することから、現時点におきましては未定でございますが、県において必要な補助金を確保していただき、1年でも早く完了できるよう県西部建設事務所及び本庁砂防課に強く要望をしております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 時光議員の、熊野町の学力向上対策とその成果についての御質問にお答えします。

熊野町の学力は、平成20年度までは、広島県基礎・基本定着状況調査において大変低迷しておりました。そのため、次のような対策を講じました。

まず、学習環境を整備するための学校への支援です。子供たちがしっかり学習するためには、問題行動をなくし、学校を落ちつかせ、学校の環境を学習にふさわしいものに整備する必要があります。その対策として、生徒指導を充実し、学習規律を定着させるために、次の5点の施策を取り入れました。

まず一つ目が、低学年書道科の導入です。二つ目は、不登校傾向の生徒や教室に入れない生徒に対応する生徒指導相談員を中学校へ配置する。三つ目は、課題のある児童に対応する配慮児童支援員を小学校に配置する。4番目が、家庭における学習環境改善のための家庭教育支援アドバイザーを各中学校区に配置すること。そして、5番目に生徒指導のできる臨時教員を中学校へ配置するというものです。

次に、授業改善のための教員への支援です。子供たちが意欲的に授業に取り組むためには、教員の授業力の向上が欠かせません。その対策として、教員の雑務を減少させ、子供たちに向き合う時間や教材研究の時間を確保させるために、次の三つの施策を取り入れました。

一つ目が、教員の学力向上のための事務補助授業等を行う学校支援員を全校に配置するということです。2番目に、学力補充のために問題データベースを活用するというものです。そして、3番目が全学年を対象にした標準学力調査を実施する。以上の3点を行うものです。

これらの施策を推進した結果、平成25年度広島県基礎・基本定着状況調査では、

小・中学校ともに全ての調査教科で県平均を上回ることができました。具体的に言いますと、小学校の国語、算数、理科においては、県内23市町中5位から7位ということになりました。中学校では数学は5位でしたが、国語、理科、英語では1位か2位ということになりました。また、全国学力・学習状況調査においても、小・中学校とも全教科で全国平均を超えることができ、県内においてもトップクラスだというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 砂防堰堤の件でございますが、砂防堰堤の完了年度未定とのことですが、先ほどございました47戸に住んでおられる方の人命がかかっていることでございます。一日も早い完成を願います。

先ほど町長の御答弁にございましたが、ところで堰堤地区の用地買収が少し難航しているということが耳に入り、地元の関係者が少し心配しております。先ほど何とか話し合いがついたということなのですが、現在どのような状況であるかということをおちょっと御説明ください。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 先ほど申しましたとおり、1件ばかり非常に用地が難航しておりましたが、県用地課において粘り強い交渉の結果、本年9月に契約を終えて、10月中旬には広島県に登記が完了いたしております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 安心しました。

工事の件ですけど、現在の雲母の谷に向かう町道は非常に狭くございます。大型重機等の搬入が難しいと思われませんが、どのようなルートで工事車両を現場のほうへ搬入す

るか説明を求めます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 現在の計画でございますが、議員御指摘のように、雲母へ向かう町道は2.5メートル程度ということで非常に狭小で、家も何軒か町道の周りに張りついております。そこで、現計画は雲母林道を利用いたしまして、一部仮設道路をつくっていく等ございますが、雲母林道を利用して工事車両の搬入を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 雲母の林道を使用するというところでございますが、搬入口から現地までが随分距離がございます。さらに雲母林道に雲母の名水というのがありまして、地元の人はもちろん、遠くは広島市内とか呉市内からも水を汲みにこられます。安全面にはくれぐれも御配慮をいただきたいと思えます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 雲母の名水、かなり多くの方が来られておるとことは存じております。工事が始まりましたら、安全面については留意しながら、工事車両等入るようということ徹底をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） よろしく申し上げます。

ところで、町内には大雨のときに雲母以外にも土砂災害が発生するおそれのある場所があると思われませんが、先般より豪雨、台風等で各地で避難勧告が出されております。

熊野町において避難勧告基準というのは定められておるのでしょうか。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） 避難勧告基準は定めてございます。発令については、条件にもよるんですが、平成22年10月に、当時県から県下各市町のほうに策定するようという経緯があったようですが、本町も10月に作成をしております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 今の基準ですけど、雨量とかやはり問題になると思うんですが、結局町内の雨量計ですが、位置と数、またそのデータを管理されてると思うんですが、どのような方法で管理をされてるのでしょうか。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） まず基準をちょっと紹介をさせていただきます。

避難勧告を発令するケースであります。一般的には大雨による河川の氾濫、それからがけ崩れ、それから谷あいの地域で土石流が発生と、こういったことが発生するおそれがあるという場合と、もう一つは大地震が発生して甚大な被害が発生したという、こういう二つのケースが考えられるというふうに思います。

御質問の趣旨から、雨量等をもとにした判断基準をちょっと紹介させていただきますが、町の災害対策本部を設置いたしまして、避難勧告を発令するという場合につきましては、今御紹介のありました雨量計の示す実効雨量と言いまして、これは降った雨が土砂の中に水分でどれだけ残っているかというのを公式で乗算出したものなんですが、これが雨量計の中から示されます。その数値が150ミリに達して、かつその上で現地調査をして、斜面でありますとかというようなところに崩落とかはらみが見れる、もしくは擁壁や道路のクラックが発見できると、こういう場合に発令をするというのを一つの基準にさせていただきます。土砂とかが動いたり、地鳴りがしたということになると、もう一

段拘束力の強い避難指示ということになるんじゃないかというふうに思います。

ただ、熊野町では御承知のように、台風シーズンになったりして大雨が近づいたり、降風雨が近づいたりした場合は、事前に町内放送をさせていただいております。また、過去に河川の堤防決壊なんかによって浸水した家屋がございますので、河川の警戒水位に達したら、そのお宅に事前に水位が上がってますよというお知らせをするというふうにはしていますので、今申しました基準はあくまでも目安でございますので、御自宅のほうで危険な状態が発生したら、まずみずからの身で早目に避難していただくというのをここでちょっとお願いしたいというふうに思います。

それから、雨量計の質問ですが、雨量計は役場と図書館の間の植栽のところになるんですが、広島県が設置をして管理しております。県の委託管理業者が定期的にどうも確認に来ているようです。そのデータは連続雨量であるとか、時間雨量、それから今言いました実効雨量が絶えず表示されてて、それが広島県の防災システムを使って町が常時確認できてるという状況でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 今雨量計が役場裏に一つあるということですが、熊野町は縦に長いというか、横に広い町でございます。例えば新宮区で晴れてても川角のほうで雨が降ったりということもあると思うんです。これ1カ所によろしいんだろかと思うんですが、雨量計の数を今後増設の方向という思いはございませんかということと、避難勧告の発令の周知ですかね、町民に対する。これはどのような形で行われるんでしょうかということ、2点お伺いします。

議長（馬上） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） まず、雨量計につきましては、熊野町が実は設置しているのも、庁舎敷地内にあるようでございますが、機能としては県の設置したものがちょっと精度が高いということで、今はそちらの数値に従って我々は行動しているということを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、避難勧告の周知をどのようにするかということなんですが、先ほど言いましたように、特定の地域だけということになると、それはそこに広報車が向かったり、あるいは直接そのお宅に何らかの形で連絡するということが多いと思います。

ただ、基準の中で定めておるのは、一応住民さんに対しては放送、それからホームページ、それから今言いましたような広報車、それから緊急エリアメールという携帯で町内にお住まいの方にはこういうことが主になるかというふうに思います。あと、その他自治会長さん、社協、それから小・中・高の学校関係、こういったところには電話とファクスということです。それ以外に防災機関、警察とか消防とかいろいろあるんですが、こういうところには、それらのほかに県の防災システムで連絡するようにできておりますので、そういう対応になるというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 時光議員。

~~~~~

3番（時光） ありがとうございます。

熊野町は地盤もかたく、比較的安全とは言われておりますけど、備えあれば憂いなし、住民の安全のためにも必要以上の徹底した安全管理をお願いします。

続いて、2番目の質問に関してですが、町においてさまざまな学力向上の取り組みを実施していることがわかりました。その主たるものに、学校支援員、配慮児童支援員、家庭教育支援アドバイザー、生徒指導相談員の配置という人的な学校支援がありますが、これについては、これまで県の補助金を財源としていたと聞いておりますが、来年度の配置予定はどのようになっていますか。

また、学力向上の指標として、広島県基礎・基本定着状況調査は小学校5年生と中学校2年生。全国学力・学習状況調査は小学校6年生と中学校3年生が対象となっております。それ以外の学年についての学力の把握は、具体的にどのような調査をし、またそのデータをどのように活用を図っておられるのか、お答えください。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 学習支援員を初めとした学校への人的支援につきましては、これま

で主として県の緊急雇用対策基金という交付金をいただいて事業をやっておりました。この制度が、現在までのところ来年度からはなくなるというふうに聞いております。しかし、この学力向上のためのこれらの支援というのは、大変現在効果を上げていると思います。そのため、教育委員会といたしましては引き続き配置が行えるよう、一般財源での予算もお願いしたいというふうに思っております。

また、全国学力・学習状況調査、それから県の基礎・基本定着状況調査、これらの対象外の児童、これらについて学力はどのように把握しているのかということですが、熊野町では現在、毎年1月になりますけれども、小学校1、2年生は国語と算数、それから3年生から6年生になりますとそれに社会と理科を加えた4教科、そして中学校になるとさらにそれに英語を加えて5教科の学力テストを、児童・生徒全てに実施しております。教育委員会はこの学力テストの結果を分析いたしまして、学校と情報を共有すると。学校とともにどういう対策をとるのがよいかということで検討させてもらっているという状況です。

具体的には、例えば課題のあるクラスというのが見つければ、これに対して例えばいろんな問題行動があるのであれば配慮児童支援員などの配置、それから先生の指導力を上げるための研修について協力をすると、こういうような支援。それから、学校では低学力児童につきましては、これらを個別にいろんな対策をとる、勉強する時間をつくってみたりという、いろんな対策をとるということ、学力補充に努めているということです。

さらに、各学年の3学期にテストをしておりますが、これは通常そうするとすぐ翌年度にクラスがえがあって先生が変わるということがございます。これらのために、この年にやった学力テストをさらに新学年、内容を並べかえまして、それらのクラスごとに先生に情報提供をして、自分たちのクラスの状況がしっかりわかるという状況をつくっております。そして、例えば熊野町内でしたら、学校が仮にかわっても次の学校のほうへというふうに情報を送っておりますし、中学校に上がる段階では、中学校1年生になったときに小学校の状況を中学校に渡しているという状況です。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 全児童への学力の把握に非常に努力されていることはよくわかりました。ただ、ここで一番問題なのが、今お話のあった低学力児童への配慮です。学校の授業についていけなくなったような子の個別の学力補助ですか。これらを徹底して行っていただきたいと思います。

学校支援員を初めとした学校への人的支援については、学力の向上、不登校児童の減少等、着実な成果が出ているようでございます。平成26年度においても引き続き配置できる予算を確保できるよう、私からもお願いします。

また、全児童・生徒の学力状況の把握体制も整備され、学校の先生方の努力する環境が整ってきているということで、より一層の成果が期待できます。教育委員会としては今後の学力の目標をどこに置いておられるかお伺いします。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 学力の目標ですけれども、県の基礎・基本定着状況調査では、先ほど申しましたように一定の成果が出たということでございます。今後は子供たちに対して思考力と、それから表現力を身につけるということを大きな目標にしたいと思います。そのための指標としては、全国学力・学習状況調査というのがやはり一番の指標になるかと思えます。

この調査は県ごとに成績が公表されておりますけれども、熊野町のレベルは小学校ではトップの秋田県に比べて大体2ポイントぐらい低いというような状況でございます。それから中学校では秋田県と福井県がトップクラスですが、おおむねそこらと同じぐらいという、県平均という。県平均と同じであるということは、それらの町に行くと真ん中ぐらいというようなことになります。教育のまちということにふさわしい指標といたしましては、さらに極端な話ですがもう5ポイントぐらいというのを目指すべきではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 現在より5ポイント向上というふうなことです、ぜひとも全国トップ

を目指していただきたいと思います。

教育の町と呼ぶのにふさわしい学力指標として、高い目標を掲げられてるということはよくわかりました。ところで、現在、学校で基礎学力を高め、中学校でさらに伸ばすという好循環が生まれており、小・中学校ともよく頑張っていると思います。このような中で、先ほど説明をいただいた教育の町にふさわしい学力目標を達成するために、教育委員会としてはどのように対応されるか、お考えをお伺いをします。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） これまで学校に対する人的支援、これらをいただいておりますので、学校の学力向上の環境づくりはかなり進んできたというふうに整備化されてきたものと思っております。今後に取り組むべきは、やはり授業の質を改善して、思考力、表現力を育てるような授業ができるように、教員一人一人の授業力の向上、こういうものが、授業力、そして指導力を向上させるということが必要になるんだというふうに思っております。そのために、今は小学校と中学校、先生が共同で、一緒に例えば国語の部会、または算数、算数の場合算数、数学、それから理科部会、それから外国語活動、小学校ではこういうふうに申しております英語ですね。中学校では英語、これらの先生方が集まって、どんなふうに小学校から中学校に向けて直接つないでいけるような教育、そしていい教育の仕方というのはどうかというのを研究、そういう研究会を立ち上げております。これらの中で研究した成果を、実際に授業研究に使って、公開授業という形でお互いにどういうふうにやってるかというそういう研究成果を共有しようと、こういうことを進めております。

このように学力向上のために教員も授業改善を本気で取り組むようになってきているというふうに思っております。ただ、教育委員会ではこれからもっとこれまで以上に、学校のそういう先生方の授業改善などを進めようというそういう努力に対して、こちらも協力をさらに進めていく、そういう関与を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） 学力向上のために教育委員会、学校のほうも随分努力されているということはよくわかりました。今後は、ただいま御答弁にもあったように、教員の授業力、指導力向上にも力を注いでいただいて、教育の町にふさわしい学力を子供たちにつけさせてやっていただきたいと思います。

ここで三村町長に2点ほど質問させていただきます。

先ほどのお話にある学校支援員等の人的な学校支援について、教育委員会としては一般財源での予算措置をお願いしているとのことですが、町長としては来年度の配置予定はどのようにお考えでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 残念ながら県の補助制度がなくなるんですが、今教育部長が申し上げたように、かなりのレベルまで来ております。全部恐らく単独町費で補わなければならないんですが、何とか頑張って今の支援員さんを残していきたいと、現時点では考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） ありがとうございます。確約をいただいたと理解してよろしいでしょうかね。

2点目ですが、町長就任以来、町内の小・中学校児童の学力は右肩上がりに向上しているということを聞いております。学力テストの成績の公表については、先週の県議会の文教委員会においても賛否両論分かれているようでございますが、熊野町に住めば確かな学力、豊かな心、すこやかな体の子供が育つといったことを町内外にしっかりPRしていただいて、子育て世代の方々に、熊野町に定住、移住していただきたいと思えます。

そのために、現在の教育の町宣言というのは、これは平成11年9月に出されたと聞いております。この辺で新たにステップアップするために、新教育の町宣言といえます

か、ネーミングはまた考えていただくとして、新しい教育の町宣言を出されたいかが  
でしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 教育の町宣言、平成11年でしたかね、出されたと思います。一定の役  
割を果たしたと考えております。そして今の状況を踏まえて、いろんな制度も変わって  
まいりました。できれば教育委員会と相談しながら、新しい方向性を見出すためにも、  
新しい宣言といえますか、リニューアルした宣言、こういったことも近々検討してまい  
りたいと、私自身は思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 時光議員。

3番（時光） よろしく申し上げます。

子供たちはこの町の未来の宝です。学校、家庭、地域と連携し、豊かな人間性と創造  
性を備え、郷土に愛着を持った人づくりを目指していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、時光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時15分から行います。

（休憩 10時56分）

（再開 11時15分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

4番（民法） 皆さん、おはようございます。4番、民法でございます。

私は今回通告書に基づきまして3点、御質問をさせていただきます。

1点目でございますが、今年度の重点施策の一つである子育て世代定住促進助成金についてお尋ねいたします。

今年度から新たに子育て世代の定住を支援、促進するため、一定の条件を満たすものに対して、町単独の補助金として住宅取得費を助成していますが、4月から現在までの状況をお尋ねいたします。当初予算では100件分を見込んで予算計上されていますが、何世帯が助成金を受けていますか。そのうち何世帯、何人が町外から引っ越してこられましたか。また、現在の申請状況をどうお考えでしょうか。

2点目は、熊野町観光大使ふでりんの今後の活用についてお尋ねいたします。

広島県では昨年3月から「おいしい！広島県」、ことし8月から、第2弾、「やっぱりおいしい！広島県」と全国的に大きく広告をして、広島県の名を広め、経費の10倍を超える効果があったと報道されています。本町でも、昨年10月から県の緊急雇用対策基金の補助金を活用して、町内のイベントなどで活躍しているふでりんを熊野町観光大使に任命し、町内外に向けた熊野町と熊野筆のPRをされています。

ここ数年、ゆるキャラブームが全国に広がっている中、ふでりんは今年のゆるキャラグランプリで県内1位になっており、町内では子供から大人までふでりんファンが広がり、人気のキャラクターとなっているとお聞きいたしました。しかし、県の補助金は今年度限りで終了するというので、来年度からふでりんをどのように活用するかお伺いいたします。

3点目でございますが、来年4月からの消費増税に伴う町の使用料などの引き上げについてお尋ねいたします。

来年4月から消費税が5%から8%に増額されることが決定いたしました。消費税引き上げに伴い、4月以降諸物価が上昇して、前回引き上げ平成9年のように、また消費が冷え込むのではないかと懸念されています。メーカーによっては価格アップにより売上げが落ちるのを避けるため、一部の商品では価格を据え置いたり、価格は変えずに量を減らすなど、いろいろと検討されています。当然、町の上下水道料金も消費税分は引き上げになると思いますが、電気、ガス料金などと同様、住民生活に密接であり、一般家庭には影響が大きいと思われます。上下水道事業は独占企業みたいなもので、町民がほかからという選択肢はございません。水道事業、下水道事業の経営努力により、少しでも増額幅を抑えられないものでしょうか。また、町においても上下水道料金以外に

住民生活に直接影響のある、その他増額するものはないでしょうか。

以上、3点、一問一答方式でお尋ねします。御答弁のほどよろしくお願いたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の三つの御質問のうち、1番目の子育て定住住宅取得補助についてと、3番目の来年4月の消費税増税に伴う町の使用料等の引き上げについての御質問は私から、2番目の熊野町観光大使ふでりんの今後の活用についての御質問は、総務部長から答弁をさせます。

本町に子育て世代の定住を促進し、人口維持、地域の活性化を目的として、本年度より3年間の予定で子育て世代定住促進助成金制度を行っております。この制度の利用は11月末現在で、33世帯から申請がございました。このうち、町外からの転入が20世帯71名、町内の転居が13世帯54名でございます。申請件数は想定している件数よりも少ないため、町広報などを活用し、この制度を広く知っていただくよう努めたいと考えております。

続いて、3番目の来年4月の消費税増税に伴う町の使用料等の引き上げについての御質問ですが、上水道事業は、近年の節水社会の浸透により、収入減で企業会計を圧迫してきているにもかかわらず、熊野団地の石綿管等の古くなった施設等の更新が控えております。また、下水道事業も市街化区域内の整備が数年で完了予定ですが、熊野団地内の老朽管路の長寿命化対策など、やはり更新が控えておる状況でございます。

このように財政支出が必要な状況において、平成26年4月1日からの消費税の増税につきましては、料金改定は凍結し、消費税増税の差額3%分のみ、水道料・下水道使用料に転嫁したいと考えております。今後、両事業ともより一層コスト削減を意識し、効率的な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 民法議員の、来年4月の消費税増税に伴う町の使用料等の引き上げについての詳細についてお答えします。

公共下水道の整備を行うに当たり、財源としては国庫補助金、一般財源、事業債、受益者負担金及び下水道使用料が挙げられます。この下水道使用料につきましては、来年4月から消費税率8%に引き上げることに伴い、下水道使用料に転嫁する消費税につきましても、同様の率を適用するものでございます。

この消費税率の増額幅を抑えることにつきましては、実質的には下水道使用料の引き下げを意味し、下水道事業を行う上で必要な財源収入が大きく減額となります。また、本町の公共下水道整備につきましては、あと数年で市街化区域内の整備がおおむね完了する予定ですが、新たな課題も生じております。現在、他の多くの自治体において老朽化した下水道管が原因による道路陥没事故等の問題が生じていますが、本町におきましても、熊野団地内の管路が築45年を経過しており、住民生活の安全性を図る上でも、長寿命化対策による管路更新等が見込まれます。

この新たな事業を適正に執行する上でも、財源としての下水道使用料の安定確保は必要不可欠であり、消費税率引き上げに伴う下水道使用料への転嫁はやむを得ないものと考えております。

なお、経営努力につきましては、より一層コスト削減を意識し、効率的な事務改善や工法検討等による工事費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、本町の上水道事業の主要財源であります水道使用料につきましては、昨年8月に消費税増税法が成立した以後、消費税増税分における料金改定について検討してまいりました。しかしながら、昨今の水道事業を取り巻く環境は、建設から維持管理への転換期を迎えており、本町においても例外ではなく、本年度から着手した熊野団地の老朽管更新、また将来計画している配水施設の耐震化等、多くの修繕・改修事業を控えており、多額の事業費が必要となります。

この消費税増税分を町負担としますと、今後の事業運営を圧迫するとともに、安心安全な水の供給という面において、住民サービスの低下にもつながるため、現時点での料金引き下げは困難であるものと考えております。今後とも、より一層のサービス向上と経営の合理化を図り、安定供給に努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 内田総務部長。

総務部長（内田） 民法議員の、熊野町観光大使ふでりんの今後の活用についての御質問にお答えいたします。

ふでりんの活動につきましては、県の緊急雇用対策基金事業補助金を活用して臨時職員を2名雇用し、イベントや行事への参加、観光客のお出迎えなど、町内外のさまざまな場所に出演し、また、ふでりんを媒体としてフェイスブックなどインターネットを使って、熊野町及び熊野筆の情報発信をしているところでございます。緊急雇用対策基金事業補助金が本年度で終了することから、来年度につきましては、これまでの事業を精査し、効果的な事業を実施することで、さらなる情報発信を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、各種イベントへのふでりんの派遣については、常時雇用する臨時職員での対応から、必要な時だけのイベント業者への委託に切りかえるなど、経費節減の方法を検討し、事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） いろいろありがとうございます。

それでは、これからもう少し詳細に、細かくお尋ねしていきたいと思っております。

町外からの転入は今聞いてみると多いようなんですが、住民課長にお尋ねいたしますが、4月以降、本町の人口推移はどうなっているか。お願いいたします。

議長（馬上） 西村住民課長。

住民課長（西村） 人口4月以降でございますが、住民基本台帳人口におきまして、本年3月末現在では2万5,010人ございました。11月末現在におきましては119人減少いたしまして、2万4,891人となっております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） 転出や死亡、亡くられる方も多いようでございます。効果はすぐにはあらわれてないように思います。

次に、4月からこれまで新築された家の件数はどのくらいありますか。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 4月からということではございますが、新築家屋が完成したときには固定資産税の課税のために私どものほうが調査をしております。一応、この対象となるということで、本年1月から現在までの新築一戸建ての調査の件数は、木造67件、非木造7件の計74件でございます。しかし、今月中の調査により多少はふえるかもしれません。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） 住宅取得の助成金を受けた件数はわかりますか。

~~~~~

議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、33件でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） 新築住宅数と取得助成金を受けた件数には多少差があるようございますが、これは年齢等の要件に該当しないのか、それともまだ補助を受けてない方もいらっしゃるのではないかとと思うんですが、その点いかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 登記が4月以降のものを対象にしておりますので、例えば登記がそれ以降であったり、子育て世代ではなかったりとかというのが対象外となっております、それからもう一つ、分譲住宅の建築数が多くございまして、それがまだ売買がされてないんじゃないかということ。それから、税務課のほうでも、家屋調査のときにパンフレットを手渡すようなことはしておりますけれども、分譲の場合にはそれがございませんので、そのあたりでちょっとまだ申請数が少ないんじゃないかというふうな気がしております。

以上です。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） 最後にもう1点、3月の議会において、住宅取得助成金へのPR方法は検討中ということでございましたが、現在情報提供はどのような方法をとられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） PRですけれども、3月のたしか12日だったと思いますが、新聞で報道されまして、それ以降、町広報の4月号と10月号に掲載しております。それから、町のホームページには4月以降ずっと掲載を続けております。それと、先ほどちょっと申しましたけども、税務課の家屋調査のときに、直接対象者と思われる方にパンフレットを手渡すようにしております。

以上です。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） いろいろありがとうございます。

現在、日本全体が少子化に向かっています。本町は、今年度こうした制度を設けたわ

けですから、子育て世代に選ばれる我が町熊野町となるよう、この補助金をもっと町内外にPRして、町外からの転入を促進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、観光大使ふでりんの今後の活用についてでございますが、来年度以降もふでりんを活用したPRを実施されるということですが、実際にこれまでの活動をどのように評価されているのか。また、観光による経済効果を図ることはなかなか難しいとは思いますが、ふでりんはかなりマスコミに取り上げられており、町のPRにもつながっているといます。これまで町内外のイベントにどのくらい参加して、住民の間にどの程度密着しているのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~  
議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~  
商工観光課長（時光） まずこれまでのふでりんの活動についての評価でございますが、町内外のイベントへの参加のほか、今年度ではテレビのニュースや特集、こちらが21回、そのほかBS放送になりますが、子供向け番組のポンキッキーズでの町内の子供たちとのダンスでの出演、それから広島県知事選挙、こちらのPRのCMへも出演をしております、多くの方にごらんをいただいているというふうに思っております。

それから、雑誌や新聞、こちらのほうでもふでりんを活用するということで記事に取り上げていただいておりますし、最近ではヤマザキパン、それから佛圓豆腐さんなんかで商品のパッケージのデザインとして御利用いただいております。こうしたことから見ますと、熊野町と熊野筆のPRという面からしまして、効果があったものというふうに評価しております。

それから、イベントの回数ですが、平成24年度、町内で25回、町外が9回、それから平成25年度では町内が26回、町外が、百貨店などのPRも含めまして25年度は29回ということになっております。このほかにも貸し出しによるイベントへの参加というのもございまして、こちらが10回ほどございました。

それから、住民の皆さんへの定着ということでございますが、ふでりんの場合、子供さんを中心に応援をいただいているという状況でございますけども、ゆるキャラグランプリで県内1位という結果を見ましても、町内外の方から、多くの方から応援をいただいているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） ひとつよろしく願いたします。

ふでりんは本町の新しい観光資源として町内外に定着してきております。今後は行政だけではなく、先ほど佛圓さん、ヤマザキパンといったような企業、また町民、住民などとまた協力し合って、これからの熊野町の観光推進を図っていく必要があると思います。費用対効果、また推進母体を検討するなど、継続的な事業展開を期待していますので、よろしく願います。

続いて、3点目の来年4月の消費増税に伴う町の使用料等の引き上げについてでございますが、消費税増税に伴い税率分の引き上げはやむを得ないと思いますが、本町の水道料金は、海田町、そして広島市に比べると約2倍の高い料金となっております。これは熊野町の住民の方は前から水道料が高いねと、何とかしてほしいというような声もございます。

平成24年度の上水道事業会計決算を見ますと、経常利益が3,113万円となっております。今後、単身世帯など、少量使用者の料金見直しは検討されてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（馬上） 曾根水道課長。

水道課長（曾根） 料金の見直しということでございますが、熊野町の場合、全部が県用水を受水しております結果、こういうちょっと高い値段になっておりますけど、この前あった県用水の受水団体のほうの会議がありまして、そこで県の用水の単価を下げないかというような要望をしております。それによって、また検討したいと思っております。

以上です。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） 検討することはなかなか難しいということであろうかと思うんですが、標準世帯、例えば月額20立方メートル使用世帯では、上下水道の料金は一月当たりどれぐらいの増額となるのか。またその額は近隣市町と比べてどのぐらいの差となりますか。

議長（馬上） 曾根水道課長。

水道課長（曾根） 消費税1カ月当たりの幾ら増となるかということなんですが、口径13ミリで1戸当たり月に20トン使う場合の料金は、消費税引き上げ前で4,537円であったものが、料金が消費税引き上げ後は4,660円となり、129円の増額となります。また、近隣との差ということなんですが、口径13ミリの同じく月20立方メートル使用した場合の現在の料金は4,537円ですが、近隣市町の比較では、広島市、府中町、坂町が2,289円、約50%弱、海田町が1,995円で、呉市が3,244円で、28%、東広島市が3,820円と15%、それぞれ熊野町より安い料金となっております。

以上でございます。

議長（馬上） 中井下水道課長。

下水道課長（中井） 同じく、下水道の使用料でございますが、月に20立米使用した場合の使用料は、消費税引き上げ前に2,625円であった料金が、引き上げ後は2,700円となり、75円の増額となります。また、その20立米使用した場合の現在の料金で、近隣市町との比較では、熊野町の料金が2,625円に対し、広島市、府中町が2,157円で18%、坂町が2,184円で17%、海田町が2,079円で21%とそれぞれ熊野町より安く、また反対に呉市が3,039円で16%、東広島市が2,690円と3%程度それぞれ熊野町より高い使用料となっております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） やはり料金の差が開くばかりと思いますが、最近は節水型のトイレ、電気製品などが出回り、各家庭はもちろんのこと、今では企業までも節水努力をしているようでございます。今後上下水道の収入の伸びは見込めないものと予想されます。そのため水道料金の未収金の回収にもっと力を入れていただき、無駄な工事を減らすなど、さらなるコスト削減、事務の効率化に取り組んでもらいたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長（馬上） 曾根水道課長。

水道課長（曾根） 未収金の対応はどうかということでございますが、上下水道の未収金については、財源確保はもとより、ほとんどの方が納期限内に納付されており、一部の方が納付されていないことは、料金負担の公平性の確保ができなくなることから、現在は従来からの給水停止による強制執行のみではなく、滞納者にかかる財産調査をしっかりと行い、財産差し押さえ等を行うことにより、強制徴収の強化による未収金の回収に努めておるところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） 最後にちょっともう1点お聞きしたいんですが、先日2日の全員協議会で水道課と下水道の統合案について説明されました。そのときにも申し上げましたけど、こういった機構改革、行政改革に取り組まれるということは、町の健全財政を維持していく上でも大変意義のあることで評価したいと思います。この経営統合は、将来、下水道の引き下げにつながりませんか。つながっていくんではなからうかと思いますが、いかがですか。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 先日、全員協議会にて御説明をさし上げました統合の件でございますが、まずそのときに町長が申し上げたと思うんですが、将来にわたって下水道料金を

公営企業会計に持っていくと。そのときにどういう処置をして、どのような会計制度になるのかということでございます。今後、我々も一つ一つそういうことを精査しながら、料金アップはできませんので、その中でいかに下げていくかということには検討はさせていただきたいと思っております。ただ、今の時点でお約束ということではできませんので、今後そのような事態になったときに検討していくということでございます。

以上でございます

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） ひとつ時間がかかってもよろしいですから、下がるようにひとつよろしくお願いいたします。

来年の春、消費税が5%から8%に増額されるわけでございますが、年収500万円の世帯では年間約7万円の負担増になると試算されています。平成27年10月にはさらに10%に増額される予定で、2年後は消費税率の引き上げ分を全て料金に転嫁するのではなく、一企業として経営状況を分析して、行政改革を行うなど、少しでも増額幅を押さえてもらいたいと思います。

いろいろと御答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 7番、藤本でございます。

本日は1点について質問を行います。

先月の中国新聞にも掲載されました、深原町有地についてでございます。この町有地について、最近町民の方から、深原に造成された土地についてよく質問されることがたびたびございます。町民の皆様も何ができるのか、随分と興味をお持ちのようです。そこで一般質問の場において、正式に熊野町としてこの造成地に対する今後の方針、展開などについて詳しくお聞かせ願いたいと思います。また、なぜ深原地区にこのような造

成地ができなのか、当初からの経緯も含めて説明を求めたいと思います。

以上、1問でございますが、よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の、深原町有地についての御質問にお答えいたします。

深原町有地の造成工事は平成23年度から着手し、現在、ガードレール、フェンスの設置工事等を残しておおむね完成し、本年度内の完成にめどがたったところでございます。完成後は、給水施設などのインフラ整備を行い、販売することとしております。

本年度から造成地販売の情報提供、誘致活動の強化を図るため、県の広島県企業立地推進協議会に参加し、広島県企業立地ガイド2013には、平成26年秋以降の分譲開始予定として概要を掲載しております。今後、民間企業に対して広くPRし、造成地の問い合わせについては、あわせてセールス活動を行うなど、積極的な対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、経緯を含めまして、詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） 藤本議員の深原町有地についての詳細についてお答えします。

深原地区町有地造成事業の経緯につきましては、安芸地区広域不燃物最終処分場の建設中止に伴い、平成16年5月の全員協議会において示された、取得した土地を売却するよう努めること、取得した土地の有効活用を検討すること、事業中止による町内廃棄物処理に影響が生じないよう処理に努めることの三つの意見を踏まえて、検討を進めてまいりました。平成21年8月の全員協議会において、町有地の有効活用策として、工業系用地・物流系用地・備蓄基地・太陽光発電施設・墓苑の5つの活用計画案を策定し、各施設整備の利点、欠点、採算性などについて検討した結果、造成地を物流系用地等として位置づけることを御報告したものでございます。

また、この急峻な谷間に位置する町有地を物流系用地等として有効活用を図るために

は、大量の土砂を購入し敷地造成を行うなど、町財政において大きな負担が生じるところですが、深原地区町有地を県道矢野安浦線トンネル工事の建設発生土を受け入れる残土処分地とすることにより、双方ともに経済的な事業推進が見込まれました。

したがって、深原地区町有地造成は町の活性化に資する有効活用と、幹線道路の整備促進の達成に有効と考えられ、県と連携して事業を進めてまいりました。平成26年度は、当初に開発行為許可申請等に係る完了検査を受検し、その後、企業誘致のためのセールスと情報収集及び宅地、道路等の土地利用に合わせた地目の整理等を実施し、販売開始に向けた準備を進める予定としております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） わかりました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、これ僕、11月の19日に一般質問として通告いたしましたが、その後に中国新聞でこういう記事が出ました。この記事そのものは、我々が皆様方から説明を受けてる内容かとは思いますが、恐らく全協等々で出た話だろうと思うんですけど、このものがこういう状態でここに載ってること自体が僕には理解できません。このことはまだ協議最中で、まだもめてるといふか、協議案件として私は考えております。しかしながら、中国新聞には具体的に造成費は町と県が負担し、10億8,800万円であるとか、販売見合い額は1平米3万円であるとか、このようなことが書かれております。

さて、このことを町民の皆様がごらんになられたときにどのようにお考えになるか。全くもって不可解です。実際に今回の私の質問はこのことじゃないところに行きたかったわけですが、余りにも中国新聞の書かれているこの内容が、それに近いものであるような気がするし、けどまだ決まってないような状況も書かれてます。

まず、一つ言えば、ここにありますね、町は水道整備などを行い、来年秋以降に売り出すとか、造成費に基づく販売見合い額は1平方メートル当たり3万円であるとか、これまたそこまで話が議会として認めてるような状況ではないような気がするんです。先にこれが出ていってしまうというのはどうなのかと。また、じゃあこの新聞に載ってることが全部事実なのかということをお聞きしたいと思っております。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 新聞に載っておる事業費等につきましては、問い合わせがございまして、それは今事実の数字かということでございましたが、まだ精査はしておりませんと。決定の数字ではございませんというふうにお伝えをいたしました。来られたところ、議員御指摘のように、全協資料を持っておられて、それによって書かれたものではなからうかと推測をいたしております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 今の全協の資料というのは、どこから出たのかというのは、僕どうしても納得できないんですよ。これはもし執行部から出てるのであれば、先にリークして、それを認めさそうとするやり方があるかと思うんですけど、そういう悪いようにとりよることができるような気がするんです。そんなことは決してないと思いますが、どうですか。

議長（馬上） 立花副町長。

副町長（立花） 中国新聞に出た情報につきましては、執行部のほうからは一切提供しておりません。我々もなぜ全協の資料を記者が持ってたかというのも疑問でございます。私どもからは出してございません。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） わかりました。では、執行部から出てないということで、残念ながらどこから漏れたのではなからうかと思いますが、今後こういうことのないように、執行部ではないとは思いますが、御注意願いたい。我々もよく考えて新聞記者の方々と話をせねばいかんなどこのように思います。

続きまして、先ほどありましたように、水道設備ということがございますが、当初は井戸を掘ってその水を活用するとかいう話もありましたが、どうやら全協なりなんんりの話の中で、水質が悪いと。水質が悪いのであれば、じゃあ水道かなというふうに考えますが、やはりものを売ろうとして、宅地を売ろうとして、井戸を掘って、その井戸でこの宅地を買いましょうとかいうのであれば、なかなか買う人はいないというのは当たり前前のことです。であれば、水道をちゃんと引いて、上下水道までは行かないかもわかりませんが、せめて上水は、潤沢とも言いませぬけど、十分使えるような形の整備をしてあげないと、売るにしても売れないんじゃないんですか。

そして、売っていくに当たって、やはり土地はあるけど水がない、下水がない、こんなもんで売れないと思うんですよ。そこをどのようにお考えなんですか。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） まず、今我々が給水関係で持っている事実といたしまして、今回、造成事業を行うに当たり、環境センターの深井戸が工事区域の中にあるということで、補償をいたしました。この補償箇所というのが環境センターの中の県道のすぐ横に、50メートルばかりの井戸をボーリングをさせていただいて、出てきた水が雑菌が多くて、飲的には適さないということがございます。当地区は深原造成地から300メートル程度の位置にございまして、恐らく同一水系ではないかというふうに考えられます。

今後、井戸水ということでありまして、永久的に水が出る保証もなく、もし雑菌が出てきたときにそれを処理するのに多大なお金が必要になるということも考えまして、一応我々も水道を引くということで、案づくりはいたしております。

先ほど議員も御指摘ありましたけれども、当面、水道水を引くに当たりましては、主要管と申しますか、大きい管が地域に来ておりませぬので、1日当たり約20立米程度の水がとれるんじゃないかというふうに考えられます。また、これは今後、今計画しております瀬野呉バイパスあたりに水道管を設けてくれば解決できる問題じゃないかと、増強できる問題じゃないかというふうに考えております。

今後、維持管理費等十分精査いたしまして、今後の給水方法を決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） そうですね、やはりせめて上水だけは十分に使えるよということを、売る立場としてお考えいただいて、井戸水であるとか、当初井戸水の話もありましたけど、そんなことをちゅうちょする必要はないと思います。売らねばいけないものになるはずなので、売るためにはやはり水というのは絶対に不可欠であるこのように思いますので、ぜひ進めてください。

そして、企業誘致に係る優遇税制とか優遇措置ですね。残念ながら熊野の優良な企業の方がこのたび三次のほうへ、中古であるとはいいいながら工場用地、工場倉庫というんですか、そういうものを契約なされたということで新聞に載ってましたけど、その分というたら本当に非常に残念なところではありますけど、やっぱりそこらあたり、来ていただくためにはそれなりの優遇措置というか、そういうものが必要であると。例えば呉市あたりでもそうですけど、ポートピアに5,000人規模の工場が誘致されました。そこもやはり固定資産税であるとか、そういう部分をかなり考えてさし上げた。そうしたことによって、当初よりも雇用が、そうしたことはないんですけど、そうしたことによっておいでになられた。それでその会社が当初思ったよりもたくさんの雇用を生んでくれたということで、呉市にとってはかなりよかったなという話を直接議長から聞かせていただきました。

ここらあたりも含めて、水、優遇措置、そこらも含めて考えていただかないと、簡単には企業は来てくれないと思います。その部分で、建設部長にお尋ねしてもあれなんで、町長が一言おっしゃってくだされば、この質問は終われるかなと思いますが、どうでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 藤本議員の指摘、大変ありがたく思います。やはり水道をきちっと整備する。できれば下水も整備したいんですが、これは莫大な投資がかかります。今の倍以上の事業費になると思いますが、上水だけはきちっと整備して、水の安定供給を図って売りたいと考えております。

それから、これは聞かれてないんですが、販売方法としまして、売る努力を今からや
ってまいります、町内の手狭な事業所、これ複数、非公式ながら打診といいますか、
問い合わせがあります。できれば1区画が約4,000平米、これ4枚あるわけござ
いいますが、全部を大手に売るのではなく、1区画か2区画はそういった町内の手狭な事
業所に分割して、4,000平米を3分割、あるいは4分割までいくとちょっとあれな
んですが、その程度で小売をしていきたいという思いを持っております。せっかく町税
をつぎ込むわけでありますので、町民の皆さんに還元できるような、そういった方法も
考えていきたいと思っております。

そういうことで、水道のほうは整備していきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~  
7番（藤本） 最後になりますが、ぜひともいい形の売るものにしてもらって、そして
町の職員の方一丸となって売っていただけるように、また我々議員のほうとしても、そ
ういう情報があれば皆様方に提供させていただきますので、ぜひとも頑張ってください
というわけじゃないんですが、売れるように努力していただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分からです。

（休憩 12時05分）

（再開 13時30分）

~~~~~  
議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、6番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） 6番、大瀬戸でございます。

近年の急速な高齢化や若年層の人口流出と少子化に伴い、町内の環境は変化しつつあります。その一つとして、6月議会で取り上げました空き家問題もまた現在、そしてこれからさらに深刻になると推測されます。その実態調査を要請し、調査するとの答弁をいただきましたが、半年経過して、その結果はどのようになったか。そして、それを踏まえての施策の展望を質問いたします。

次に、町立学校の統合について質問します。この問題も人口減、少子化に起因するものですが、熊野町の近い将来の児童・生徒数はさらに減少し、1学年200人を下回る時代になりました。今のゼロ歳児は180人弱という状況を見ても、さらに子供の数が減り続けることは、残念ながら否定することは困難であります。

約30年前、熊野中学校が12クラスに膨れ上がった時期に東中学校ができたと聞いています。12クラスといえば1学年480人ということになりますが、現在の中学生の1学年平均の生徒数は240人ですから、ちょうど2倍という数字です。今後さらに180人の時代がわずか10年後にやってきて、それ以降は150人の時代が待っていることを知りながら、何ら手を打たないというのも怠慢と捉えられても言いわけできない状況になるでしょう。

特に、中学校においてはクラブ活動や社会性の構築などの点で、二つの学校に分ける理由が見当たらなくなります。今ある教育資源を一つに集中し、より濃密な教育を実現するために、まず中学校を統合する必要があると思います。また、小学校においても現在の4校体制を見直す時期に来ていると考えます。教育的見地はもちろん、まちづくりの大きなビジョンからも積極的な答弁を望みます。

~~~~~  
議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 大瀬戸議員の二つの御質問のうち、1番目の空き家の調査については建設部長から、2番目の町立学校の統合については教育部長から答弁をさせます。

~~~~~  
議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~  
建設部長（森本） 大瀬戸議員の空き家調査についての御質問にお答えします。

前回の議会で御質問を受け、庁内のデータを活用し、空き家と思われる家屋の位置図を作成いたしました。これにより調査が必要な家屋を抽出し、一部地域で現地の実態調査を行ったところ、町内に約800戸の空き家があると推測されます。このうち管理不足の空き家が約250件ののぼると考えられます。

また、今年度行った地域懇談会において、管理されていない空き家があり困っているという相談が2件ございました。本町でも空き家が問題化しつつあることが伺えることから、今後、相談や苦情に備えた対策が必要であると考えます。

なお、国会に空き家対策の推進に関する特別措置法が提出されるとの情報もあり、その動向を注視しながら、今後も引き続き空き家の実態調査を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 大瀬戸議員の町立学校の統合についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の中学校ですが、昭和55年度まで熊野中学校1校で、当時の生徒数が1,354人と大変規模の大きな学校でした。このため、その翌年に東中学校との2校制になりましたが、両校合わせて生徒数が昭和59年の1,699人をピークに減少し、現在は716人となっております。現在の学校全体でのクラス数は、熊野中学校が9クラス、東中学校が12クラスです。

学校の適正な規模について、しばしばいわれる12から18クラスという基準からすると、熊野中学校が少し小さいようですが、両校を合わせると規模は大きい方だということになります。

次に、小学校ですが、昭和52年に現在の4校制が確立して以来、児童数は昭和56年の3,532人をピークに、現在は1,361人に減少しております。適正な学校規模では、小学校も12から18クラスと言われますが、この基準で行くと第二小学校の規模が小さいと思われまます。

今後も児童・生徒数は減少していくことが見込まれ、学校を統合することによってその管理コストを低減し、その余剰分を学校教育の充実に使うという、そういう考えも理解できるところです。ただ、小規模学校については、一人一人の児童・生徒と緊密な人間関係の構築ができる等のメリットも保護者・教育関係者から指摘されております。教

育委員会といたしましては、現在のところ学校統合についての計画はありませんが、将来の統合については、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） まず、空き家に関してであります。国のほうの法律が上程されて通過したというふうに聞いています。ですから、もう確実に法律がおりてくるとは思いますので、もうほとんどそれに従って淡々としていけばいいのかなとは思いますが、実際問題、今250件の管理不十分な空き家があるというふうなことでした。これをもう少し詳しく250件ですが、例えば危険性でありますとか、周囲に悪影響を及ぼしそうなものがどのくらいあるとか、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 今調査はまだしている段階でございます。今の250件の内訳ですけれども、まだ詳しくは調査をしておりません。今管理不足というのは、草が生えておったり、崩れそうなものもありますけれども、あくまでも今のところまだ推計でございますので、また今後その辺の調査も続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 引き続き調査していただいて、具体的な措置などをこれから決めていただければそれでいいかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

空き家に関しては、以上でございます。

続いて学校の統合ですが、今数字を聞きました。児童数が、私の調べでは1,384ですが、多少動いたのかもしれない。1,361とか聞きました。中学生が720人程度、現在がですね。そして今のゼロ歳児が小学生に上がるころの2020年。この2020年といいますのは、第5次総合計画の目標が2020年ということで取り上げさ

せていただいておりますが、ちょうど今のゼロ歳児が小学生になるころだと思っております。

これそのまま計算しますと、小学生が1,200人ちょっと、中学生が200人、1学年ですね、1学年。違いますね、済みません。小学生が1,214人、中学校が637人という計算になる、もちろん多少の変化はあると思いますが、さらにその7年後、2027年を計算してみますと、これはもうこれから生まれる人の数を計算するわけですから、推測の域になるんですが、今のゼロ歳児の数を下回らないという前提で計算すると、全部180人と、1学年180人というふうに計算しますと、児童数は1,080人、生徒数、中学生は540人という数字になるかと思っております。2020年まではデータがあるので、恐らく間違いのない、大きくは変わらない数字だと思います。

こういうふうになります。これにつきましてどのような見解をお聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） だんだんと子供たちの出生数、特に今のゼロ歳児というのが少なくなってきております。現実には、例えば中学校で1学年を考えますと、現在の1クラス40人を基準に考えますと1学年が200人を切る場合に5学級というようなこととなります。現在、先ほど申しましたように熊野中、それから東中あわせて7学級となっております。

とすると、これは熊野中学校が2学級、東中学校が3学級という、現在のままで推移した場合ということで、留保することがありますけれども、とはいえそういうような状況になるのは、どうもこの状況で行けば間違いのないかもしれないということだろうと思っております。そういう中では確かに学校の規模として2学級の中学校というのはなかなか運営が難しいところがあると思います。先ほど議員が申されたクラブ活動についても、いろいろ支障が出るという可能性はあろうかと思っております。

それから、もう一つ、小学校のほうですが、1学年が180人程度という場合に、多くの学校では例えば第三小学校が1クラスになるかもしれないというような可能性は一つ考えられると思います。

心配されるのは、恐らく第二小学校の子供たちということになるかと思っております。現

在のところゼロ歳児のところでは10人程度という子供さんがおられます。もう少し現在のところもう少し生まれるかもわかりませんので、さらにふえるかもわかりませんが、一番心配なところが複式学級ではなかろうかと思います。複式学級、1年生を含む場合に複式学級にする場合は8名で、1年生を含まない、例えば2年と3年でやる場合は16人以下であれば複式学級になるということになります。ただ、これについてみれば、まだ仮に今のゼロ歳児以降もそういう事態までにはちょっとあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） わかりました。小学校に関しましては、前回、私は小学校の何らかの形をとるべきであろう、とる時期に来たろうというふうに言いまして、私は今もそうは思ってるんですが、小学校という性質からして、小規模が必ずしも悪いということではないという意見も多いようです。

それと、地域に根差した、特に第二小学校などは、地域との結びつきがかなり強いところでございますから、なかなか難しい面が多いと思うので、今回、小学校に関しましては、小学校の統合という問題に関しましては、今後の課題ということで、また時間をかけて検討していただければそれでいいと思います。

中学校に絞らせていただきます。

まず、先ほどの話の中にも東中を新設した理由としては、単純に生徒数が爆発的にふえた。12クラスとかいうように爆発的にふえたということで、いろんな意味でキャパシティーも超えた、環境が悪くなったというようなことから、どうしてももう一つ学校が必要だということで、二つになったんだと思います。そのときの人数が今の倍ということなんです。

今は逆にその当時のほぼ半数が現状であると、現在がですね。さらに今後減っていくという数をはっきりしていると。そうやって、これからそういう状況にあるというのを踏まえて、今中学が二つあると、町内に二つあるということの理由ですね。この理由、メリット、このあたりをお聞きしたいと思います。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） メリットと申しますか、学校で現在熊野町の中学校で各学年の人数を見ますと、7クラスを構成しているということで、熊野中学校で3クラス、そして東中学校で4クラスということですが、これ現在今後の人数の推移を見ますと、両方統合した場合には6クラスになるというような状況があります。それがしばらく我々の予測でいきますと、しばらくの間は熊中、東中、現在の状況のままで行くと3クラスと4クラスが守れそうだと。要するに、各クラスを少人数で運営することが可能な状況が1点はあると思います。少人数というのは、中学校の中では確かに社会性ということで大きな人間関係の中にいるという望ましさ、ただ、もう一つはやはり目が届いて、きちりと教育を見ていくことができるというメリット、こういうものがあるかと思えます。それを象徴するものが、今申し上げました少人数のクラス形成が可能であるということではなからうかと思えます。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） それに関しては、少人数、今二つあるからそういう数字、3と4というクラス、あわせたら6になるではないかと、1クラスが35人とか、40人近くになるということだと思んですが、これは後から言いますけれども、30人学級というふうに熊野自体が宣言して、それに合うように持っていくことは十分可能だと思います。30人学級というのは実現できる話ではないかと思しますので、少人数クラスの中規模校という状況には持っていけるんじゃないかというふうに思っております。

それから、周辺の中学校の状況をちょっと調べてみたんですけど、矢野中に関しては今860名ですね。何クラスあるかちょっとよくわかりません。海田中学校572、海田西が213と少し少ないですけど、これは恐らく自衛隊の官舎が移転した影響で、多分海田は学区制がまだあると思うんで、そういうことではないかと思えます。したがって、海田西小学校も少ないです。

それから、府中に関しては、府中中学630、緑ヶ丘700、ですから、今あわせると緑ヶ丘程度の学校かなと思います。その他瀬野とかいろいろあります。極端な例を申

しますと、少ないのは阿戸町、阿戸中学68人だそうです。これは昔から地域的にいたし方ないのかなと思っております。

ですから、周辺にもいろんな状況があると。多いところでは860からあって、それぞれ成り立っているということですので、大規模校といえるかどうか私ははっきりわかりませんが、特に今あわせた七百十何人が多過ぎて困るという数字ではないのはわかると思うんです。

それで、まず私は一つに、先ほども出ましたクラブ活動の問題。まず、1学年180人になったときに、二つの中学校で今あるクラブ活動が成り立つかどうか。成り立つというか、充実してできるかどうかというところを、教育委員会がどのように考えているか、聞かせてください。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） クラブ活動につきましては、生徒指導の要、また子供たちが学校を愛する心をつくるという一つの手段でもあるということで、大変大事な要素だろうというふうに思います。

現在のクラブ活動の状況ですけれども、多くのクラブは同じようにどちらにもあるという、例えばいわゆる運動部ではありませんが吹奏楽部、これもかなりの人数ですがどちらもございます。それからテニス、バスケット、バレー、こういうような、野球、どちらもございます。片方だけというふうになっておりますのが、剣道部が熊中だけということになります。そして、柔道部が東中のほうだけ、こういうような形であります。サッカー部のほうにつきましては、25年度から熊中にもできたということで、両方にありますが、これまでは東中のほうだけにサッカー部があったということになります。

実際のところ、クラブ活動がどういうふうに向かっているのかというのはちょっと難しい問題も、人数だけではなく難しい問題もありますけど、確かに野球部とサッカー部と、それからこれがというふうに数を数えていくと、子供さんの少ない学校では全部があるということはないかなということはあるかと思えます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） ですから、10年後にはクラブ活動もどうなるかわからないというような状況で、例えば東中学に野球部があってサッカー部がない。熊中にサッカー部があって野球部がないというような状況すら起こり得るということではないかと思うんですよ。

クラブ活動というのは、中学校においてのクラブ活動というのは本当に人間形成にとっても重要なことでありまして、そういったことをわずか1キロか2キロの間に二つ学校をわざわざつくって、存在してやっていって、それが子供たちにメリットがあるのかということになると思うんです。

私はこれは単純に一つに集中して、500人程度の中学校になれば、全て今あるクラブは通常に運営できるし、さらに充実できると思うんです。これだけとっても統合のメリットはかなり子供たちにとってはあると思うんです。

さらに利点といたしましては、今いう社会的な教育でありますとか、協調性、社会性、競争心、帰属意識、連帯感、集団生活をさせることによつての社会的な教育、といったような点で、特に中学生においてはある程度の固まりで教育すべきだということ。

それから、もう一つは、今ある教育中学校費といいましょうか、町の教育にかける、中学校にかけるお金を一極集中させれば、これは人的な資源も含めてですが、例えば午前中に出ましたようなカウンセラーのような人たち、教助員ですか、指導員のような人たちなんかも集中的に配備できると。要するに二つを一つにしたから予算が半分浮いたとか、そういう発想ではなくて、今あるものを一つの中学校に集中することによって、そういった人的な充実もできるし、また例えばプラスバンドなんかを使う楽器でありますとか、体育部のほうのさまざまなスポーツの器具ですとか、そういったものも当然充実できると。予算がない、予算がない、お金がない中で、教育にお金をつぎ込むためには、私はこれが一番いい策ではないかと考えますが、いかがですか。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 確かに単純に考えますと、今中学校費で借地料ですけれども、2,000万円以上計上しております。半分にできるのかどうかというのはこれは大きな問題ですけれども、単純に考えれば、もし半分になれば1,000万浮くというようなこ

とがございます。

ただ、現実問題として、実際にどういうふうになっていくのかというのは一つの考えなければならないところもあるかと思います。そして、建物の管理につきましても、確かに建物が減れば管理料は減るという一つのメリットはあるかと思います。

ただ、例えば中学校、今確かに熊野中学校、東中学校と二つに分かれておりますけど、確かに子供たちに対する目は届きやすいという側面はあろうかと思います。人数が少ないということで、両校の問題行動は、ほかの大きなところに比べてはやや少ないのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、そういうようなメリットが一つは考えられると思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） さらに一つにしたときのメリットとして、今二つの中学校がありまして、四つの小学校がある関係で、卒業して熊野から離れた人が、例えば成人式なんかで戻ってきたときに、全く会ったこともないという同級生と出会うわけですよ。小学校も中学校も違った場合は。これを一つにすれば、中学校というのが一つになれば、熊野の中学校卒業生がイコール熊野出身者ということになって、例えば成人式なんかでの一体感でありますとか、共通のふるさと意識でありますとか、また地域の人たちもいずれかの中学校にしか行ったことがないという方々が、結局町を挙げてこの中学校を見守っていいんじゃないかという地域のほうの一体感も出てくるんじゃないかと思うんですね。小学校一つというわけにはいかないでしょうから、中学は十分一つでやったメリットというのはそういった面にもあらわれるんじゃないかと思います。

先ほどもありました少人数だから、小さい学校だから目が届くと言われますが、それは結局半分の目です。一つにして、みんなが集中して見るほうが私はどちらかという目が届くと思うんですが、いかがですか。

~~~~~

議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 親御さんも含めて、小さなところで環境的には目が届きやすいんで

はなかるうかということは思いましたが、おっしゃるとおり、確かに先生の数というのは大規模校のほうが少し多くなります。子供たち一人ずつに対してはやはり規模が小さいほうが先生方の割合は高いように思っております。

それから、もう一つ、一つの学校であれば、ふるさととして一つのふるさと、一つの学校出身というんでから統一した地域に対する意識ができるのではないかという御提案がありました。そういう方向にも一つ考えられるとは思いますが。

ただ、現代の中学校を卒業された方々、そういう方々は通常多く今の子供たちの保護者であったりしますけれども、やはり自分たちの卒業した学校という意識、これはかなり強いんじゃないかならうかというふうに思っております。そういう中で、自分の学校が例えなくなってしまうというようなことがあると、やっぱり寂しいというような思いも強いのではなからうかと思えます。それらのところはこれからの課題になると思えますし、一つのハードルと申しますか、そういうものではなからうかというふうに思っております。

~~~~~

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） 確かに今言われたように、両校の出身者にとって母校がなくなるというのは非常に悲しいことだし、残念なことだし、せつないことかもしれませんが、これは大人の理由だと思えます。これから中学校に入る、これから中学校に入って勉強していく子供たちの立場になれば、私をはるかに教育環境を整えてやる、母校がなくなっても子供たちに環境を整えてやるという大人たちがまず先に理解しなければならないと思っております。重要なことだと思うんです。これは教育だけの問題ではありません。まちづくりのプランとしての位置づけもあります。

町長、いかがでしょうか。どのようにお考えか、ぜひ聞かせてください。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） 今、大瀬戸議員の指摘ももっともだと感じております。今700人でございます。これ一つの学校にしてもそうマンモス校とは言えませんという状態でございますが、これがやはり600、500となると、やはり公共投資の面から考えても、統

合を考えていかなければならんのではないかという気はしております。

ただ、700という数字が非常に微妙でございまして、350というのは二つあるんで費用はかかるんですが、非常に決め細やかな教育ができるという面も確かにございます。現在の水準ではたちまち統合ということは考えませんが、この数が100、あるいは200減になった場合には、統合というものを考えて検討したいと思います。ただし、時間がかかることとございます。そういった場合には、早目に人口予想を立て、着手していきたいと考えております。

もし仮に二つを統合するならば、今言った母校の問題がございまして、東とそれから熊中、これは名前を統合すれば解決できるのではないかと私は考えております。よその統廃合を見てもそういう形にしております。大瀬戸議員の指摘、大变的を射た指摘でございます。これ真剣に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） ありがとうございます。前向きな答弁と受けとめさせていただきます。

先ほども言いました大人の理由ではなく、子供たちが本当にいい教育を受けられるかどうか、子供たちの環境をどうつくってやるかということをもまず優先して考えていただいて、そうは言ってもやはり地域や保護者の理解を得なければ事が進みませんので、じっくり労力と時間をかけてこの問題は進んでいっていただきたいと思っております。

また、小学校の問題もあります。また改めて質問させていただきたいと思っておりますので、今後ともこの問題については一生懸命頑張ってお答えしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、大瀬戸議員の質問を終わります。

続きまして、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） 1番、沖田です。

私からは介護、福祉についての質問をさせていただきます。

高齢者のひとり暮らしの方が多地域においては、民生委員だけの訪問では十分な対応ができず、困っているとの現状を伺っております。熊野町高齢者保健福祉計画第5期介護保険事業計画においては、基本目標3として、安心介護の推進の中に、介護保険サービスの充実がうたわれています。高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスに重点を置いた介護サービスの提供体制の充実を図りますとあります。

平成23年度に行われた熊野町高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の結果では、介護が必要になったときに、自宅での暮らしを望む人の割合が8割を超えています。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムの構築が大きな柱となってきますが、熊野町においての24時間対応訪問介護や、随時対応の介護、看護サービスの取り組み状況をお伺いします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 沖田議員の介護福祉についての御質問にお答えいたします。

本格的な超高齢社会を迎える中、熊野町におきましても、高齢化率が今年7月末で30%を超え、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年には、高齢化率は35%を超えて推移すると予測しております。中でも、ひとり暮らしや高齢者のみの高齢者世帯が著しく増加しております。

そうした中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、熊野町の特性に応じた平成37年を見据え、24時間サポート体制も含めた、予防・医療・介護・生活支援などを提供する地域包括ケアの構築が必要と考えております。

詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 沖田議員の介護福祉についての御質問にお答えします。

まず、熊野町の特性として、現在、高齢者の中で後期高齢者の占める割合は40%と

低い状態ですが、今後は急速に高くなり、平成37年には60%と逆転いたします。そのため、後期高齢者になっても要介護状態にならないよう、また、要介護状態になっても進行を防止するため、介護予防を重点的に行うことが重要と考えており、一昨年からは、気軽に行える体操を地域に普及させるための体操リーダーの養成や、今年度新たに、認知症予防事業などに取り組んでいるところでございます。

また、高齢者の生活は公的サービスだけでは支え切れず、食事の宅配や買い物支援など、さまざまな地域資源を有効に活用する必要があり、こうした資源の集約を今年度と来年度の2カ年で行うこととしております。

なお、24時間サポート体制の、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスですが、このサービスは介護保険サービスの一つであり、要介護者やその家族が、夜間や緊急時にも安心して生活を送ることができるよう、第5期介護保険事業計画に盛り込みましたが、夜間に介護職員を自宅に入れることへの抵抗感や、単価設定が月額報酬で高額のため利用しづらいサービスであることなどから、利用者の数が非常に少ないことが予想されるため、現在のところ、事業開始には至っておりません。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 利用者数が少ないということで、またさまざまな単価の問題とか壁があるということでしたけれども、次に、要介護度別の認定者数の推移と、介護保険サービスの利用者の推移をお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 要介護度別の認定者数の推移ですけど、平成12年度から今年度までの13年間の推移を見ますと、途中で要支援が要支援1と2に分かれてはおりますが、要支援と要介護1をあわせたものが、この13年間で1.98倍、最も増加している要介護度を言いますと、要介護3が2.4倍、重度である要介護4が1.7倍、要介護5は1.4倍と重度の要介護の増加率は全体の増加率に比べて低くなっております。

それと、給付費のほうの推移ですけど、この平成12年度から今年度まででは2.1

6倍に給付費はふえております。これは平成12年度は8億490万でしたが、今年度は17億4,000万程度になると見込んでおります。ということで今の伸び率を示しております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 大幅に給付費がふえているということなんですけれども、この介護保険のサービス利用者の居宅サービス利用者が多いのか、地域密着型サービス利用者が多いのか、施設利用者が多いのかをお尋ねいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 介護保険制度が始まった平成12年度は、在宅よりは施設の割合が高くなっております。その後、徐々に施設から在宅へ、施設が準備されたということもあると思います、通所介護等が。随分デイサービス等が立ちまして、それで在宅の割合のほうが現在は高い状況です。地域密着は事業所自体がそんなに、ありますけど給付的に見るとそんなに多くはございませんので、今在宅と地域密着と施設という割合を見れば、在宅が一番多い割合となっております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） やはり在宅が多いということなんですけれども、基本目標4の地域における支援体制の推進についてというところで、地域包括ケア体制の構築とありますけれども、この地域包括ケア体制の医療、介護、介護予防、住まい、生活支援、それぞれについて具体的にどのようなサービス体制にしていくのかお伺いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） まず、その中で介護についてですが、先ほど言いました定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスですが、これは今期の事業計画には盛り込んでおりますが、やはり24時間サポートするような重要なサービスだとは感じております。ただ、いろいろな課題等がございますので、今後は他の市町の導入状況等を検討しながら、事業をどうするかは考えていきたいと思っております。

また、介護についても一つは施設整備になりますけど、地域密着であります小規模特養を建てるかどうかということもございますが、待機状況等を踏まえながら、今後の事業計画を検討する中で検討しなければいけないと考えております。

次に、医療についてですが、医療と介護の連携により在宅支援を行うことは非常に大切なことだと思っております。町内でも在宅支援診療所は在宅支援をメインに行うクリニック等ができております。そういうところも活用しながら、総合病院の地域連携室とも連携しながら、在宅支援につなげていく取り組みを行ってまいりたいと思っております。

一番大事なものは介護予防ではなからうかと考えております。できるだけ要介護状態にならないようにしていくということで、現在、地域で活発にサロンが行われておりますが、そこに先ほども申しましたような養成をしたリーダーさんに行っていただきながら、介護予防、あとはウォーキング等を行ってまいりたいと思っております。

住まいについてですが、現在熊野町ではやはり持ち家を持っていらっしゃる方の割合が非常に高いということもございます。今後はひとり暮らし等がふえられると、やはり御自宅での生活というのが難しい状況にもなるかとは思いますが、いわゆるケアつき高齢者住宅、これは基本的には民間が建てますけど、町の意見書等が必要になるということもございますので、必要に応じて町としては検討しなければいけないかなというふうを考えております。

最後に、生活支援ですけど、この中でもやはり先ほども部長が答弁いたしましたけど、現在、ワーキングを組んで地域資源を有効に活用しようということで、地域資源マップの作成を2カ年かけて行っております。これを来年度はできれば住民にお配りをして、有効に活用していただくために、ごみと一緒に捨ててもらわないように、皆さんの目にとまるようなということもワーキングの中で出ておりました。カレンダー形式にするとかいう話もございますが、どういう方法で皆さんの手元に届けるかは、今年度、来年度、まだ検討しております。

あと見守り的なものは、やはり公的サービスだけの見守りというのは到底間に合いません。本年度、郵便局、新聞販売所とで見守りのネットワーク協定を交わしました。今後もやはり配食サービスの事業所ですとか、ヤクルト、そういうところとも連携をしなければいけないというふうに現在考えております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） さまざまな対応をしていただいているということで、安心いたしました。次に、厚生労働省の推計によりますと、今後介護を必要とする認知症の高齢者は、2025年には現在の305万人から470万人へと増加が見込まれております。熊野町においての認知症対策をお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 認知症の対策ですが、熊野町でも正確な人数は把握はできません。介護認定をしていただいたときの意見書等からの把握になりますが、現在では高齢者の7.96%に当たる585人が介護認定の中で認知症ということで把握をしております。今後、平成37年にかけて、後期高齢者の割合がふえるということで、認知症の割合もふえるだろうということで、高齢者のおおむね9.3%に当たる七百二、三十人は認知症。ただ、これ先ほど言いましたように、介護認定をされた方のみになりますので、全体では国のほうは高齢者人口の15%程度というふうに言っておりますが、熊野町でもやはりその程度なられるかなというふうに思っております。

対策としては、地域で支えるということで、サポーターの養成講座、正しく認知症を理解していただくための講座を熊野町内で行っております。それと、認知症を早くに予防するというので、今年度、タッチパネルを購入いたしまして、御本人さんの健康状況、認知症の状況を知っていただきながら、御自身の生活習慣を見直していただくというふうな取り組みを今年度から始めました。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） いち早くタッチパネルを取り入れていただいているということなんですけれども、福井県若狭町においては、全国に先駆けて認知症の早期発見、早期対応に向けて訪問支援に力を入れているとのこと。同町では地域包括支援センターと認知症疾患医療センターが協力し、早期支援体制を構築しております。訪問支援では、65歳以上を対象として、看護師が専用のチェックシートをもとに、記憶力や食生活などを調べ、高齢者の健康状態を確認、先ほど言われましたタッチパネルもこのような状態で使われているのではないかと推測するのですが、また同町におかれましては、地域の理解を広げる取り組みとして、集落ごとに出前講座、これも熊野町内においてはされていると思いますが、地域住民が日中の異変に気づく可能性が高いということで、この出前講座に力を入れているということです。

実際、同町におかれましては、出前講座で認知症の特徴を学んだ小学生が、祖母の異変に気づいたケースもあり、しかもこの女性は認知症の初期段階であったため、入院せずに自宅で生活を送ることができているとのこと。健常者よりも軽度認知障害の人が認知症になる確立は10倍も高いということで、だからこそ軽度認知障害の段階で対応することが大切と強調されております。同町が取り組みを始めた12年前から現在に至るまで、この地域で認知症で入院している患者が2割減ったということですので、ぜひとも参考にさせていただければと思います。

次に、6月議会でお伺いいたしました介護保険での福祉用具購入費の支給について、利用者が一旦、費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分の9割の支払いを受けるという償還払いではなく、利用者が自己負担分の1割のみを支払えば、残額は町から支払われる受領委任払いを導入していただくよう質問いたしましたところ、速やかに実施できるよう準備を進めていきたいとの御答弁がありましたが、現在はどうなっているのかお伺いいたします。

議長（馬上） 加島福祉課長。

福祉課長（加島） 実施を行うための要綱を告示いたしました。年明け、1月1日からの事前申請から受領委任払いのほうを開始したいと思っております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 早急に取り組んでいただき、大変ありがとうございます。今後も高齢者の負担を軽減する住民サービスをよろしく願います。

最後になりましたが、2025年には約800万人いる団塊世代が75歳を超え、4軒に1軒が高齢者のみの世帯になると言われております。人口が横ばいで75歳以上の人口が急増する大都市部。75歳以上の人口の増加は緩やかですが、人口は減少する町村部と高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。75歳以上の人口増加は、2030年がピークと言われており、少子高齢化で人口が減少しておりますので、2030年以降は高齢者も減少していくと言われております。

国では平成27年度からの介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけております。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要です。市町村の力量が問われているとも言えますので、高齢者の方から、熊野町に住んでよかったと言われる体制づくりをお願いし、私の質問を終わります。

議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、9番、山吹議員の発言を許します。

山吹議員。

9番（山吹） 9番、山吹です。

私は2点質問いたします。御答弁よろしく願います。

1点目、県道矢野安浦線トンネル付近の道路についてですが、町民の方々も開通を楽しみにしておられるトンネルも順調に工事も進んでいるようでございます。県道矢野安浦線トンネル付近より、町道深原公園線に接続し、県道瀬野呉線に接続するバイパス計画についての工事の概要及び効果についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目、安芸クリーンセンター延命化の状況についてですが、以前は環境センターで行っていた熊野町のごみ焼却は、ダイオキシン対策の関係で平成14年末から坂町水尻

駅近くの安芸クリーンセンターで、安芸郡4町の共同により焼却を開始し、今までの10年間、報道されるような大きな事故の記憶もなく、健全な運営がされているものと思います。

昨年9月の議会全員協議会で安芸クリーンセンターの延命化に向けて、府中町、海田町、そして熊野町の3町長の連名で、坂町長に借地期間の延長等の要望を提出し、坂町議会全員協議会で趣旨説明が行われたと、報告が町当局からありました。そこで、安芸クリーンセンターの延命化対策について、昨年の全員協議会以後の状況と今後の計画についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点、御答弁よろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 山吹議員の御質問のうち、1番目の御質問、県道矢野安浦線トンネル付近の道路については建設部長から、2番目の御質問、安芸クリーンセンター延命化の状況については私からお答えいたします。

2番目の御質問、安芸クリーンセンター延命化の状況についてでございますが、安芸クリーンセンターの延命化対策につきましては、施設の設置主体である安芸地区衛生施設管理組合におきまして、昨年度は、国への交付金申請に必要となっております安芸地区のごみ処理に関する地域計画を策定し、本年度は具体的な長寿命化計画を現在策定中でございます。来年度以降は順次、工事発注仕様書の作成を経て、ごみ焼却施設の長寿命化に必要な改良工事を実施し、平成29年度末に延命化対策の事業を完了する計画であります。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~

議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~

民生部長（清代） 山吹議員の安芸クリーンセンター延命化の状況についての御質問にお答えします。

昨年度の議会全員協議会以後の状況につきましては、町長の答弁にありましたとおり、

安芸地区衛生施設管理組合におきまして、国への交付金の申請に必要な安芸地区循環型社会形成推進地域計画を昨年度策定いたしました。今年度はこの交付金を受けて、ごみ焼却施設の長寿命化計画の策定業務を発注し、現在、策定しているところでございます。

この長寿命化計画では、これまでの維持補修の履歴や運転管理実績の整理、また設備の精密機能検査を行ったうえで、施設の改修計画及び保全計画を立てるとともに、延命化の目標年度の設定も行うこととしております。

今後の計画につきましては、来年度はこの長寿命化計画に基づき発注仕様書を作成し、平成27年度から平成29年度までの3カ年で延命化の対策改良工事を行う計画となっております。

以上でございます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 山吹議員の県道矢野安浦線トンネル付近の道路についての御質問にお答えいたします。

現在工事中の県道矢野安浦線熊野黒瀬トンネル入り口交差点から深原公園線までを、県の事業により、延長約1,150メートル、幅員9.75メートルの道路が新設される予定です。本年8月に地元関係者を対象に事業説明会が開かれ、11月には関係土地所有者の協力を得て、道路用地の確定に必要な境界立会を実施しております。

バイパス計画による効果ということでございますが、1点目としまして、萩原交差点を走行する車両が減少するなど、町内の交通渋滞緩和に寄与するものと期待されております。例といたしましては、東広島市黒瀬町方面から広島市阿戸町を經由し、瀬野、八本松方面に向かう車は、現在の阿戸別れ交差点まで下り、町内の市街地を經由し目的地に向かっておりますが、整備後は本バイパスを走行するものと考えられます。また、東広島市八本松方面から広島市阿戸町を經由し、広島市矢野方面に向かう車も本バイパスを走行するものと考えられます。

2点目としましては、新宮地区の準工業地帯に関係する大型車両の通行ルートが町道新萩線から県道バイパスに転換されることにより、地域住民の日常生活に利用される生活道路として、新萩線の安全性・走行性が向上することが見込まれております。

以上でございます。

議長（馬上） 山吹議員。

9番（山吹） 御答弁まことにありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

1点目の県道瀬野呉線バイパスの進捗状況、また今後の計画をお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目ですけども、安芸郡4町のごみ焼却場ということで、施設規模も大きく、延命化対策の費用も多額となることが予想されますが、延命化関連事業について、経費はどれくらい見込んでおられるか、現在わかる範囲で結構です。説明をお願いいたします。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） 本事業を実施いたしますのは、広島県西部建設事務所でございます。今後の計画について問い合わせを行いましたところ、現在、境界立会が終わり、用地測量を実施しております。次年度からは用地買収に入らせていただき、用地買収が完了次第、本工事ということになると思ひます。ただ、これも完了年度が用地買収の状況、また国からおりてくる予算の状況によって多少変わりますので、今の時点では未定でございます。

今後、用地買収に当たりましては、町建設部建設課においても最大限の協力をして、また予算については県のほうに強い要望をしてまいりたいと、一刻も早く工事を終わらすよう努力したいというふうにお考へております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） 山吹議員の延命化対策事業の経費という御質問でございますけれども、先ほど民生部長の答弁にもありました昨年度実施済みの地域計画策定業務、これにつきましては86万円を支出しております。それと、本年度、既にこれは発注済みでございますけれども、長寿命化計画策定業務等につきましては1,370万円の予算

が計上されておるところでございます。

来年度につきましては、発注仕様書の策定業務に 8 5 4 万円、これが予算要求が今出されておる段階でございます。また、平成 2 7 年度から 3 カ年で計画されております施設改良事業につきましては、これは本年度発注しております長寿命化計画の中で概算費用が算出されるわけでございますけれども、先ほどの地域計画の中では約 2 9 億円という試算がされております。

以上でございます。

議長（馬上） 山吹議員。

9 番（山吹） ありがとうございました。

最後に 2 点目のことなんですけども、2 9 億円というのは試算ということですが、2 9 億円という膨大な金額です。安芸クリーンセンターの経費は安芸郡 4 町で負担していますが、延命化対策について負担金以外に充てられる財源はどうか。また熊野町の負担はどのぐらいが予想されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（馬上） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） 安芸クリーンセンターの延命化につきましての負担金以外の財源、それと熊野町の負担額についての御質問でございますけれども、これはあくまで先ほどの試算額からのシミュレーションではございますけれども、まず構成団体の負担金以外の財源につきましては、環境省の交付率が 3 分の 1 でございます。循環型社会形成推進交付金を見込んでおりまして、これが約 5 億円。また、この補助金の補助裏を含めました組合債、これが約 2 3 億円で、残りの約 1 億円を事業期間中に安芸郡の 4 町で負担するということになります。

次に、熊野町の負担額でございますけれども、平成 2 9 年度までの事業期間中の熊野町の負担は約 2, 1 0 0 万円となります。そして、起債をした場合の償還金ですけれども、これは借入額や償還年数にもよりますけれども、仮に先ほどの 2 3 億円を 1 5 年間で償還すると仮定いたしますと、償還額は一番多い年度では約 5, 0 0 0 万円を負担するということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（馬上） 山吹議員。

9番（山吹） 御答弁まことにありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、山吹議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時からいたします。

（休憩 14時40分）

（再開 15時00分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、8番、渡議員の発言を許します。

渡議員。

8番（渡） 8番、渡です。通告の3点を申し上げます。

熊野町においては平成26年度、予算編成時期になっております。町長さんを初めといたしまして、行政の方は大変お忙しい毎日であると察しております。

一般の社会の企業では、例えば歳入の予算は簡単に到達できる数値を持ってこられません。一方、歳出の予算は、コストとか無駄とかそういう面に自分なりに各一人一人が予算を作成いたします。ですから、予算の数値は無駄とかそういうものをなくして、その範囲内におさめるのが現状であると思います。

そこでお聞きします。どのような予算編成方針であるか。また、消費増税について国は社会保障施設に充てるとか、いろんな情報がメディアの中で発信されております。町はどのような施策を考えているかをお聞きいたします。次に、自主財源である税収が高齢化による就労人口の減少により減収されると考えられます。どのような予算編成を考えているか。

以上、3点についてお伺いします。1回目の質問を終わります。

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 渡議員の予算関連についての御質問にお答えいたします。

まず、平成26年度当初予算の編成方針でございますが、町の財政状況は堅調に推移しておりますけれども、大幅な好転が見込めない中、第5次熊野町総合計画の推進と健全財政の維持を両立させることの重要性に照らし、事業の選択と集中を念頭に事業を見直すことを基本方針としております。

2点目の消費税増税に伴う施策でございますが、消費税率引き上げにより、国・地方を通じ、初年度に約5.1兆円の税収増が見込まれます。その全てが社会保障の充実・安定化に向けられることになっており、現在、情報収集に鋭意努めているところでございます。

3点目の町税の見込みでございますが、町民税は減少傾向にあるものの、固定資産税など他の税目との合算額では、来年度は大きく変動しないものと見込んでおります。消費税増税に伴い行われる施策の拡充や、国の補正予算等による経済対策に留意して予算編成を進めてまいりたいと思います。

詳細につきましては、副町長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（馬上） 立花副町長。

副町長（立花） 渡議員の予算関連についての御質問にお答えします。

まず、平成26年度当初予算の編成方針でございますが、第5次熊野町総合計画の前期基本計画の最終年度を平成27年度に控え、限られた財源の中で目標達成に向け一層の取り組みが必要な施策を拡充するには、既存事業の見直しが不可欠でございます。このため、事業の選択と集中が促されるよう、自主的・主体的な事業の見直しを行うとともに、経費別の要求水準をもとに経常経費削減に努めることを予算編成の基本的な考えとしております。

2点目の消費税増税に伴う施策でございますが、平成26年度の消費税増収額5.1

兆円のうち、社会保障の充実に、当面 5,000 億円程度が投じられる見込みでございます。その用途として、保育の受け皿確保など、子ども・子育て支援の拡充、高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう各種サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険料の低所得者軽減措置の拡充や高額療養費の見直しなどに充てられることが検討されております。また、これらに取り組むことで増加する地方負担に対して、地方交付税等による財政措置がなされるものと考えております。今後、国・県から具体的な情報が入った段階で、予算及び事業執行上の所要の措置を講じてまいります。

3 点目の町税の見込みでございますが、町民税につきましては、非正規雇用の拡大等により減収を見込んでおりますが、固定資産税などと合算した町税総額においては、本年度とほぼ同様の額が見込まれるものとして、現在、精査しているところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8 番（渡） 一年の計は元旦にありという言葉がございますけど、そういう中でどのような予算編成方針であるかと、事業の選択と集中を施すというような感じでございますけど、財政関係におきまして、経常収支比率は現在毎年多くは変わりませんが、96 前後だと思っておりますけど、その数値になっておると思います。

また、依存財源として地方交付税の見込み額、今のところまだ政府も動いていないようでございますけど、わかれば教えてください。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） まず、経常収支比率でございます。平成 24 年度決算における比率は 93.8% となっております。福祉事務所経費への交付税措置が、これが臨時財源扱いでございます特別交付税で措置されるということになりますので、見かけ上、率が高くなっておりますので、そういった影響を排除した実質的な比率は 90.2% となっております。

比率が高くなっております要因でございますが、税収の減少でありますとか、地方交

付税の削減などによりまして、経常一般財源が縮小しているということがございます。反面、扶助費等の増加であるとか、各種サービスの拡充に伴いまして、充当する額が増加しているというようなことになっております。現状では多くの自治体で90%を超えているという状況でございます。

もとより財政の弾力性を高めるということは重要でございますので、予算編成におきまして、先ほど答弁ございましたように、要求水準を定めるなど、経常経費の削減に現在努めておるところでございます。

もう1点、地方交付税の見込みでございますが、このたびの消費税の増税に伴う経済対策の中で、行政経費の増加に対する地方交付税の増額というものが予定されております。これはあすの閣議でその内容が決定されるということを知り及んでおります。したがって、現段階では地方交付税の見込みを明確にお答えできる現状にございません。

なお、県からの情報では、1月下旬には試算額が示されるということになっておりますので、当初予算には反映できるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） 以前、今でもそうでございますけど、臨時財政対策債という町債がございますけど、地方交付税が例えば少なくなった場合に、その対策債に頼るようなことはございませんか。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 臨時財政対策債についての御質問でございますが、現状でも地方交付税として満額交付される状況にはございませんで、近年では5億、あるいは4億といった臨時財政対策債を起しております。これにつきましては国の税収によって変わってまいりますので、先々の見込みは立ちませんが、当面はこの臨時財政対策債を地方交付税の不足分に充てられるという状況が続くものと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） 近隣の市町がございますけど、坂はたしか経常収支比率も八十何%でよかったですと思います。府中町はマツダの関係で法人事業税、そういうところから流れてくる金がありますものですから、国からは地方交付税は来ないというように聞いておりますけど。坂、それから府中町はよいと思いますけど、熊野町も早急によくなるという数字ではないと思います。

それから、第2点目の税関係、きのうも内閣のほうから軽自動車税を値上げすると。そして普通車は少し下がるようでございますけど、軽自動車税の値上げとか。

先ほど市長さんは固定資産税は上がらないだろうということを申し述べられました。その点いかがでしょうか。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 議員質問の固定資産税の今後の見通しということですが、先ほど町長が申し上げたのは来年度ではございますが、今後の推移に関しましては、土地及び家屋というのは固定資産税は3年に1回見直しを行いまして、3年間は原則として評価額は変わらないという制度になっております。24年度に評価がえをいたしましたので、25、26というのは変わらないというふうにお考えいただきたいと思います。

そして、評価がえをした翌年と翌々年度は新築住宅の建築、土地の開発等によって課税額は微増いたしますが、3年後の評価がえのときには家屋の経年による価値の減少や、新築家屋数の減少及び平成9年度からの土地評価額の負担調整がほぼ終了したことによりまして、土地価格の下落が評価額に反映され始めたことから、3年ごとの課税額は減少傾向になると考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） 国保税のことに関連したことをちょっと発言したいと思うんですけど、政府も来年度、国保税は最高額を4万円引き上げると。後期支援金分を2万円、介護納付

金2万円値上げをしたいことを政府は発信しておられます。その点どうでしょうか。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 国民健康保険税の限度額の切り上げということで、議員がおっしゃるとおり、これ社会保障制度改革の一環として、先月厚生労働省が限度額を4万円に引き上げる提案を社会保障審議会医療保険部会にされております。平成26年度税制改正大綱に今後盛り込まれるとの情報は確認をしております。

改正の内容は、国民健康保険税のうち、後期支援分の課税限度額14万円を16万円に、介護納付金分の課税限度額12万円を14万円に、それぞれ2万円引き上げるものでございます。

この影響額を平成25年度の国保のデータで試算しますと、おおむね800万円以上の所得のある世帯の方についてですが、後期支援分については30世帯が、介護納付分については17世帯が負担増ということになりまして、78万2,000円ほどの増税になるというふうに試算をしております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） 先ほど来、就労人口の減少という言葉がたびたび出たと思うんですけど、その税収見込みについて、シミュレーション的な数字があればちょっと教えてください。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 就労人口につきましては、市町村単位での数字がないため、総務省のほうで毎月発表しております全国の労働力調査をもとにお答えをいたしますと、バブル崩壊後の長引く不況により減少傾向だった就労人口は、平成14年から平成19年までのいざなぎ景気により6,450万人まで回復いたしましたが、平成20年のリーマンショック後の不景気により、6,255万人まで落ち込んでしまいました。ことしに入り、安倍首相が推進する一連の経済政策、いわゆるアベノミクス効果により、本年9

月には6,319万人まで回復しております。

この増加の内訳を見ても、長引く景気低迷を背景に、企業におけるリストラや新卒者の雇用抑制などにより、正規雇用者が減少する中、いわゆる労働者派遣法の改正により、非正規雇用の拡大と共働きの向上化、フリーターの増加等により、非正規雇用者の増加が大きな原因であると考えられています。

議員御質問の今後の就労人口の見込みにつきましては、消費税増税を控え、景気の動向が不透明な点はございますが、ここ数年は正規雇用者の減少を非正規雇用者の増加が補う形で微増はするものの、少子高齢化が一層進むため、その後は減少していくものと考えられます。

また、町民税の見込みにつきましては、先ほど申しましたとおり、就労人口は増加しておりますけども、給与の高い正規雇用者が減り、給与の低い非正規雇用者がふえるという状況で、平均所得は下落しており、ここ数年、町民税の納税義務者数が減少傾向ということもあり、来年度から負担増となる防災施設費用に充てる均等割500円増分を除きますと、平成30年度には約1,000万円、10年後の平成35年度には約3,000万円の減となる見込みでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 渡議員。

~~~~~

8番（渡） 最初、民法議員が発言された中に、来年は水道料、下水も含みますけど、値上げし、いろんな面で税金が、ですから低所得者ほど負担が増加すると新聞にも出てますけど、国民、町民はもとより、皆さんが生活が苦しくなるというように私は感じております。

総論といたしまして、行政経費がいろんな面で増加するものと考えられます。ですから、国会の中継を見ても、無駄な税金を使うなど、そういういろんなことを議会で取り上げておられます。ですから、私は思いますのに、可能な限り町民に転嫁することのないように、税金の無駄のない、効率的な行政運営に努めていただきたいと、かように申す次第でございます。

以上で終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、渡議員の質問を終わります。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 2点についてお尋ねしたいと思いますので、どうぞよろしく願いたします。

1点目、高齢者の肺炎球菌のワクチンの助成についてお尋ねいたします。

昨今、地球温暖化による異常気象のために、今年度の夏は9月まで猛暑が続き、ことしの冬は逆に厳しい寒さになると言われています。そのため、風邪やインフルエンザなどの流行も懸念されています。

熊野町の高齢者は約7,500人、町民の約3分の1が高齢者となり、その中には元気な高齢者も多く、仕事や趣味、スポーツ、ボランティアに頑張っておられます。しかし、中には家族も少なくなり、夫婦二人やひとり暮らしの高齢者世帯も多くなりました。食事や日常生活にもだんだん心配りができなくなり、食事の種類や栄養も偏り、体力も弱くなる方も多いです。

そんなとき、微熱があっても気がつかず、軽いせきで風邪かなと思っているうちに肺炎にかかっているということがあり、なかなか治らず重症になるというケースもあります。また高齢者になると、食べ物を飲み込む力が弱くなり、誤嚥をし、それが原因で肺炎にかかることも多いです。肺炎の手当てがおくれ、脳障害や肝機能障害を併発し、合併症で長期入院や最悪の場合死に至るケースも多々あると聞いております。また、長期入院すると足が弱り、帰宅したときには寝たきりになり、介護保険を利用するということにもなります。

肺炎は日本人の死亡原因の約第3位で、特に75歳以上の方の肺炎での死亡率は男女とも急激に増加しています。日常生活で起きる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が一番多いと言われますが、その肺炎球菌には90種類以上の形がありまして、その予防接種のうちで23種類の形に対してワクチン効果があるそうです。また、インフルエンザワクチンと違い、一度の接種で5年間以上の効果が持続するそうです。

以前では1970年代はワクチン効果が弱かったそうですが、ここ15年ほど前からは世界の38カ国で認定され、接種されています。現在、日本の市町においても多くの自治体がワクチン効果を認め、高齢者の命を守ると同時に、医療費の削減と介護費用削

減のための助成を行っていらっしゃいます。

そこで質問ですが、町内での高齢者の肺炎にかかる率はどのくらいでしょうか。死亡率は何件くらいあるでしょうか。肺炎が完治するまでの医療費はどのくらいかかりますか。近隣市町村でワクチン助成を行っているところはどれくらいあるのでしょうか。当町でも肺炎球菌ワクチンの助成は行えないのでしょうか。

2点目、町内介護施設での虐待の調査実施についてお尋ねいたします。

11月27日、中国新聞に、福山市北本庄のデイサービスゆかりの家で、利用者に対する日常的な虐待が繰り返されているという記事がありました。先日ある介護の話ですけど、町内の施設でも利用者同士のいじめや施設の職員の中でもいじめ、あるいは無視等があるようだという話を聞いております。人が3人いれば派閥ができ、仲間外れができるのは世の常ですが、弱い人を介護する立場の人にとってほしくないですね。崇高な精神で介護に従事されている方々です。家族も信頼して預けております。

そこでお尋ねいたします。これまで熊野町内の施設での虐待の調査を行ったことがありますか。通り一遍の聞き取り調査やアンケートだけでなく、しっかり実態を調査してほしいと思います。また、介護保険対象外で宿泊を行っているデイサービス施設の実態調査をされたことがありますでしょうか。あればその結果を教えてください。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 山野議員の1番目の御質問、高齢者の肺炎球菌ワクチン助成については私から、2番目の質問、町内介護施設での虐待の調査については民生部長から答弁をさせます。

御質問の高齢者の肺炎球菌ワクチン助成についてでございますが、肺炎による死亡は現在、死因順位の第3位であり、特に高齢者においては高い死亡率となっております。今般の予防接種法改正において、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、平成25年度末までに定期接種の対象疾患に追加するか、結論を得るように努めることが附帯決議されており、現在、国において検討がされております。町としましては、こうした国の検討内容等を注視しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 山野議員の高齢者の肺炎球菌ワクチン助成についての御質問にお答えします。

まず、高齢者の肺炎にかかる率と医療費でございますが、肺炎は他の疾病とあわせて治療している例が多く、肺炎のみに係る統計資料がないため、確実な数値でお示しするのは困難な状況でございます。

次に、死亡者の件数についてですが、平成23年の広島県内における死亡者2万8,608人のうち肺炎を原因とした死亡者は2,997人で、全体の10.5%を占めております。熊野町の肺炎死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患に次ぐ第4位で、死亡者数は14人となっております。

肺炎球菌が原因とされる肺炎は、一般的に肺炎のうち4分の1から3分の1と言われており、県内でワクチンの助成をしている市町は23市町のうち14市町となっております。

予防接種は、法律による予防接種の区分としては定期の予防接種と任意の予防接種があり、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種は任意の予防接種となっております。任意接種は接種される方及び医師の責任と判断によって行われ、健康被害に対する給付も健康被害を受けた本人等が直接手続申請を行うこととなり、接種される方の責任となっております。

現在、肺炎球菌の予防接種については、国において接種の方法、効果、副反応の発生状況など、さまざまな観点から定期の予防接種化についての検討がされている状況にありますが、町としましても実施に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、町内介護施設での虐待の調査に関する御質問でございますが、虐待防止につきましては、平成18年4月に高齢者虐待防止法が、平成23年6月には障害者虐待防止法が施行され、地域全体で虐待の防止や早期発見、早期対応について意識を高める必要があり、パンフレットの配布、虐待防止標語の懸垂幕の設置や、民生委員・介護職員を対象にした研修会の開催などを行ってまいりました。

また、通報を受けた個々の事例に関しては、弁護士や警察などで構成している、虐待

防止ネットワークを活用しながら対応を行っておりますが、対応事例は全て在宅での虐待であり、介護施設での虐待事例は今までにはございません。また、施設に対する調査を行ったこともありません。

しかし、施設内での虐待は閉鎖的空間で起こり、虐待に当たる行為があっても外部からは発見しづらい特徴があり、介護職員にはそのつもりはなくとも、結果的に虐待を行っていることも考えられます。そのため、利用者やその家族、地域なども含めた風通しのよい状態を保つことが大切であり、地域の交流やボランティアの受け入れを積極的に行う、介護職員一人一人が、虐待防止法や介護技術に対する正しい知識を身につける研修の受講などの指導を、引き続き行ってまいります。また、利用者、家族などからの苦情や相談を受け入れやすくするため、本人やその家族と直接面談する機会である介護認定調査についても、できる限り町職員で行っていきたいと考えております。

最後に、介護保険対象外での宿泊についてですが、現在、町内の事業所においては、行っている事業所はございません。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） 先日、町内でお年寄りに会ったら、今から肺炎球菌のワクチンをしに行くんだ。他町では助成があるのに、どうして熊野町ではないんですかというようなことを聞かれまして、以前に頼んでいるんですけども、なかなかオーケーが出ないんですよという話をしたんですけど、23市町のうちで14市町でもう既にやってらっしゃるということで、できたらぜひ熊野町もその中で国の検討を待つよりかは、先に26年度に予算化させていただければと思っております。

さっきも申しましたように、医療費自体も合併症が起こってかなりの高額の治療になったりするし、それから、その後帰ってきた場合にはもう既に足腰が弱って寝たきりになったり、あとリハビリ、そういったものにもまたかなりのお金がかかるということで、一度やれば5年間以上、10年近くまでなるそうですので、ぜひとも一度やっていただければ安心して風邪なんかもひかれるんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

2番目の虐待の分ですけども、先ほど部長がおっしゃったように宿泊サービスの有無

は現在町内の施設ではないということなのですが、要するに病院から出てきて、療養の施設に入って、そこでもう家に帰れなくて、どこかまた行かないといけないという、そういう間でまた宿泊をお願いするというようなことが、介護保険を使えないのか、使っているのかよくわかりませんが、そういったのがどうなのでしょう。今の施設の中でやってらっしゃるのでしょうか。

新聞に載りましたゆかりの家ですかね、あそこは一つの部屋、二つぐらいの部屋で、物すごくタコ部屋のような感じの宿泊を預かって、見た感じにあくまでもほんとの、見ただけでも虐待というような感じのところがあるんですけど、実際に町の職員が行ってそういった調査をされたのかどうかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

~~~~~  
議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~  
福祉課長（加島） 福山の施設はデイサービスの施設がいわゆるお泊りデイサービスを行っているということで、熊野町の場合、今デイサービスの事業所が5カ所、5事業所ございます。今は行ってないと申しましたが、以前は1カ所お泊りを行っていたということもございました。その当時、ショートステイの専用の施設もなく、泊まることのいわゆる介護保険でのショートステイが待機待ちということもあって、いたし方なくされていたという事情もございますが、現在では町内にショートステイの専用の介護の事業所もございまして、いわゆる在宅サービスが充実したということもあり、病院から退院をして帰って、介護保険を利用して在宅でサービスを行うというときに、デイサービスで泊まらなければいけないという現状がないということもございまして、現在はありませんが、実際調査は行っておりません。行ってない状況等は、特に地域密着の事業所に関しては2カ月に一遍の運営推進会議、あとは先ほど言いました介護認定の調査員からの情報提供、あとはケアマネジャーのが集まる月1回のケアマネジャー会議等がございます。そのあたりからの情報収集等で事業所の把握は行っている現状がございます。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） ケアマネジャーからの情報ということで、ケアマネジャーもその施設

の中でいらっしゃるケアマネジャーですので、余り悪いことは言えないかなと思うので、できたら年に一度ぐらい、突発的に回っていただければ、ちょっとした緊張感がお互いにあるんじゃないかなと思うんですけれども。

先日いただいた介護サービス事業所が出てた、これなんかにはすごく詳しくお泊まりのところも出てました。今はもうやってらっしゃらないと言われてはそれまでなんですけれども、そういった実態調査もできるだけ調査していただければと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、山野議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

2番（片川） 2番、片川でございます。本日は通告に基づいて2点お伺いいたします。明瞭なる回答、わかりやすい説明をいただきますことをお願い申し上げます。

まず、1点目でございますが、教育部門について、昨年度に引き続き、学力向上に大変御尽力くださいましたこと、また、本年度においては昨年度より文科省から人権教育の指定を受け、道徳人権教育をなされてきたこと、教育委員会の多大なる御努力と指導力、そしてまた限りある枠の中の現代の教育現場において、当町の最大の財産、子供たちに実直に向かい合う教職員の先生方に、まずもって敬意を表し、お礼を申し上げるところでございます。

これらのことからお伺いいたします。定着しつつある子供たちの学力を一時的な向上でなく、これらの成果に酔いしれることなく、今後続けていただけるものと御理解してよろしいのでしょうか。また、道徳人権教育においても同様、より一層の御努力、御尽力いただけるものと理解しておいてよろしいのでしょうか。

これらはもう非常に評価の高いものと認識しております各支援員、けさ方から時光議員のほうからも出てまいりましたが、大変な業務かと敬意を表すところでございますが、当町の教育現場において、妥当なところなののでしょうか。人員は足りているのでしょうか。全般的に教育部門において人員等、足りているのでしょうか。

私が敬意を表してやまない教育行政は何に向かって当町の財産の子供たちを歩かせているのか。そして、その計画どおり進みますか。それに似合う教育予算は組まれてい

るのでしょうか。

2点目ですが、西公民間の建てかえ計画についての詳細、進捗状況、利用状況、この2点、町長様にお伺い申し上げます。よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 片川議員の二つの御質問のうち、1番目の平成26年度への教育指針と予算については、教育長からお答えいたします。2番目の西公民館現状計画の詳細については、教育部長から答弁をさせます。

~~~~~

議長（馬上） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 片川議員の、26年度への教育指針と展望、そして予算の御質問にお答えします。

平成26年度熊野町教育行政施策の方針について、学校教育関係では大きく4項目考えております。

まず、確かな学力の向上に向けて、3点に取り組みます。

1点目は、広島県基礎・基本定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の通過率の向上です。特に通過率が30%未満の児童・生徒の減少と80%以上の児童・生徒の増加に向けて取り組みます。

2点目は英語教育の充実です。具体的には、英語検定の受験者の増加に向けて取り組みます。

3点目は家庭教育の推進です。このことに向けて、各学校では家庭学習の手引きを配付し徹底を図ります。また、生涯学習課と連携して家庭読書を推進してまいります。

次に、安心で安全、秩序ある学校づくりに向けて、次の2点に取り組みます。

1点目は生徒指導規程に基づいた指導の充実です。具体的には、現在、小・中学校全校で統一して、レベル5の挨拶、4秒礼、無言移動、無言清掃、靴そろえ等に取り組んでいるところですが、さらなる向上を目指します。また、今後は幼稚園や保育所とも連携してまいりたいと考えております。

2点目は学校施設耐震化の推進です。平成27年度には、耐震補強工事は全て完了予定です。

続いて、健やかな体の育成に向けて、次の2点に取り組みます。

1点目は体力づくり、2点目は部活動、委員会活動等の活性化です。

次に、教職員の服務規律の徹底です。信頼される学校づくりに向けて、また、信頼される教職員となるためには、教職員が服務規律をしっかりと守ることが求められております。これまでも「さいたまのひにきをつけよ」というキーワードで指導を徹底してまいりましたが、今後も徹底して指導に取り組みます。

続いて、生涯学習関係では、大きく次の2点を考えております。

まず1点目は、家庭読書の充実・発展に取り組みます。2点目は新西公民館づくりに取り組みます。これらの取り組み目標を達成するために、26年度予算を現在調整中でございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 片川議員の西公民館現状計画の詳細についての質問にお答えします。

新西公民館は、駐車場の確保ができる神田地区のくまのみらい保育園南側を予定地として、約4億円の工事費を見込んでおります。公民館建設に当たりましては、都市再生整備計画事業の柱として、平家建て約1,200平方メートルで、現在の西公民館の約900平方メートルに比べ、約300平方メートル広くなる計画を考えております。地域の特性や要望を生かし、公民館内に子供たちへの読み聞かせができる常設のシアターの設置、ゆとりを持ったロビーを計画するなど、現在町民体育館で実施している西部地区の住民健診なども行えるよう、活用の場を広げたいと考えております。

また、新西公民館わきの芝生に総合遊具を設置し、親子のふれあいの場とするとともに、公民館を中心として、歩道のある道路や車の通行の少ない場所を選んでウォーキングコースを設定し、距離や消費カロリーを表示するなど、ウォーキングを通して健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。工事計画につきましては、平成26年度に設計及び造成工事を、平成27年度に建設工事を実施するものでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 片川議員。

2番（片川） 大変ありがとうございました。

成長が実感できる教育の推進ということだったですかね。非常に素晴らしい指針を示していただいておりますが、教育行政の町民への理解を得るためにいま一度お伺いいたします。

確かな学力の向上、知の部分でございますかね。基礎・基本定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の通過率向上で、通過率30%以下の減少と80%以上の増加をとお示しですが、今までも30%以下の減少、これに対して努力された成果が如実にあらわれているところでございましょうが、どのような指導をなされるのでしょうか。特に、通過率30%以下の対象児童、または対象生徒について、具体的な指導例をお示しくださいあればありがたいと思います。

議長（馬上） 富田谷学校教育課長。

学校教育課長（富田谷） 失礼いたします。

まず、30%の子供たちが減少してきたという原因は、大きくは三つのことが考えられると思います。

一つは、まず熊野町教育委員会では学校にこのように指導しておりまして、人の話をしっかりと聞ける人間を育成してほしいということでございます。それは例えば低学年書道の作法などで、足をぺったんつけ、背筋をぴんとするという指導の作法ですね、それを全学校、全クラスで学習姿勢として取り組んでいただいております。これによって、学力の基盤ができる、学習の基盤ができたということが一つだと考えております。

二つ目は、授業改善ということでございますが、授業の中でいわゆる課題のある子供たちに、例えばここでヒントカードを渡そうであるとか、期間指導をするときに重点的にその子のノートを指導していこうであるとか、こういうふうな授業の中での取り組み。

それから、3点目は学校全体で行っていただいていることでございますけれども、学校の中で特に課題のある子供については、放課後少し時間をもらって、子供たちの学習を支援していくというようなことを学校全体で行っていただいている、この三つを特に

考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 片川議員。

~~~~~

2番（片川） ありがとうございます。

書道を通して作法、このような指導は非常に適していると思います。より一層、26年度に向けても充実した御指導をいただければありがたいと思います。

安心で安全秩序ある学校づくりの徳の部分ですかね、生徒指導の充実、これについて詳細をお示してください。

~~~~~

議長（馬上） 富田谷学校教育課長。

~~~~~

学校教育課長（富田谷） 先ほども申しましたように、生徒指導の充実ということについては、学習の規律を徹底するということ。それから大きくは熊野町の特徴としましては、全校で生徒指導規程というものを統一して作成し、その生徒指導規程に基づいた指導を行っているということでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 片川議員。

~~~~~

2番（片川） 指導規程の徹底ということに対して詳しくお伺いしたかったんですが、続けます。幼・保・小・中連携の充実ですが、この取り組みもすばらしいんでしょうけど、教育部門と民生部門の連携となってくることと思われませんが、教育、民生同士の連携、そして園長、所長、各校長の連携はうまく行ってるのでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 富田谷学校教育課長。

~~~~~

学校教育課長（富田谷） 学校教育課としましては、今幼・保・小・中教育推進協議会というのをっております。ことしは今のところ3回目を先日終了いたしました。特に、

2回目、3回目は民生課から、そして健康課から、そして子育て支援センターから、また小学校、中学校から、そして保育所、幼稚園からそれぞれ先生方に集まっていたいで、会を催したところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 片川議員。

2番（片川） ありがとうございます。

皆さんお疲れでしょうけど、もうしばらくおつき合ください。確認しときます。

学校施設耐震化の推進であります。子供たちの生命にかかわる推進で、高い評価とするところで感謝いたしますが、これに膨大な予算がかかるのは承知してございます。これがゆえに他の部分における子供たちを取り巻く環境、施設環境等は充実なされていきますか。いつぞやも話が出ておりましたが、例を挙げますと、熊中、東中のプール等、これらについてお示ください。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 熊中、東中のプールにつきましては、現在耐震を行っている途中でございますので、平成27年度に最終的に町内の学校の施設の耐震が完了するということになっております。それを完了した上で対応を検討したいと、決定したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 片川議員。

2番（片川） 27年度以降の検討課題ということで捉えてよろしいんですかね。

6点目、5点目ですかね、健やかな体の育成。私の思い違いなら勘弁していただきたいんですが、全般的にわたって熊野の子供が小さいような気がしますし、体力も低いような気がします。気のせいでしょうかね。その認識と原因について、教育委員会のほうでどういうふうに思われているか、指針をお示しくださいあればありがたいと思います。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 子供たちの体格ですけれども、熊野町、少し小さいという傾向があるのは確かでございます。これについて、原因というのはどうかというんで、しばしば風評のような形で学校給食の問題ではないかというのが言われたことがあります。私もそれをちょっと心配しまして、統計的にどういうことが言えるのかというので資料をちょっと集めてみました。ところが、驚いたことに、小学校の1年生に入った途端に小さかったものですから、それはやはりこの地域の遺伝的な影響も若干あるのかなと。その他についてもちょっとわからないということがございます。

それから、体力のほうですけれども、先ほどちょっと小さい傾向があるということがありましたので、そういう意味では運動能力、例えばボールを投げたり、走ったり、これはちょっとという部分があります。ただ、全般的に見ると決してそう大きく見劣りするということもない、平均を超えているものもかなりございますので、その点はそう心配はないのではなかろうかというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 片川議員。

2番（片川） ありがとうございました。

最後に、町長にお伺いしたいんですが、西公、これは建てかえありきの事業なんでしょう。すみません。移転あり。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） ちょっとごめんなさい、聞こえづらかったんですが、西公はみらいの下に建てかえます。現在地はふれあい広場ということで計画をしております。間もなく国の承認がおりる予定なので、その承認がおりれば計画の全容が決まりますので、それをもって地域の自治会長さん、あるいは関係議員さんに御説明に上がりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 片川議員。

~~~~~  
2番（片川） 済みません、申しわけございません。確認をさせていただいたんですが、この確認において、一部誤解をなさっている町民も理解されると思います。

最後に、大変教育部門、御努力をしっかりとされているわけですが、何をなすにおいても、ある程度の予算づけを町長のほうの御尽力をいただきましてしっかりといただかんと、できることとできんことが出てこうと思います。教育の町宣言のもとにふさわしい予算づけを、しっかりと町長考えていただきまして、お願い申し上げて、終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で、片川議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議ないものと認めます。よって、本日は延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことを決し、これをもって延会といたします。

御苦労さまでございました。

（延会 16時05分）